第五章

章 紅花流通機構改革運動の展開

のではある。そのから一個などの人の名でしている。 かるのとうとあたとしているとうないでき ないとうないとうからしているのかられてい を他でかりなるようないないとうのとうない に関わるといれる人名であるとの るかられている 紅花問屋仲間制度廃止請願書

この業界の放任的な発展は、

却って混乱と弊害をもたらすに至ったので、これを抑制し、さらに自己の権益の擁

第一節 紅花問屋仲間制度の成立

1 紅花問屋仲間「稲荷講」の結

所属する下請業者も年々増加した。 効果がなく、紅染関係業者が逐年増加の傾向を示した。この状態は寛文・延宝の頃からさらに顕著になり、 上方や江戸の風俗が次第に華美に流れるようになったので、幕府では緊縮令を出して、紅染物の使用制限を命じたが わゆる京紅の製造や紅染屋として、既にその名を現わして来る。やがて世相が安定する近世の寛永期以降になると、 業相始罷在、 る。京都で最も有名な御紅染司たる小紅屋和泉掾は、同家の「御由緒書」によると、「(前省)、天正年間(中略)紅染 本邦における紅染の歴史はさて置き、 先祖御由緒ヲ以、 御紅御用調進被為仰附而、代々連綿相続候儀ニ御座候」とあるように、天正年間にい 近世に入ってからの目覚ましい発展のきざしは、早くも中世末頃から始ま 紅染屋に

協力態勢を組織化し、群小の新規業者に圧力をかけることを目的としたものであったことは言うまでもない。 者の親睦、 を策した大手業者たちは、天和年間に「紅染屋仲間」という同業組合を組織し、議定書を制定して新業者の乱立防止 これを「稲荷講」と称した。盟約当時の参加者名や議定内容は今は明らかでないが、 商売上の情報交換などを行なうことを目的としたものであった。しかし、事実上は旧来の大手業者たちの 表面的には加入同業

やがて貞享から元禄にかけての生活文化と消費生活の向上は、京都における友禅染など、いわゆる京染物の発展を

促し、さらに化粧紅などの需要を一層たかめた。しかし、その染料原たる紅花の生産地が何れも遠隔地であったため、

大量の原料を紅屋自体が生産者と直接取引きすることの不便を感ずるようになって来た。その結果、染色工業の発展

月板行の「京羽二重」には、まだとれらの機構は載っていないととから見れば、前記の紅染屋仲間が成立した天和頃 紅染屋の四種に分離独立し、おのおの専門化して来る。との「京羽二重織留」の前身をなす貞享二年(一六八五)九 二年(一六八九)正月板行の「京羽二重織留」を見ると、その業務によって紅花問屋。紅花仲買問屋・紅花すあい。 期を迎えると、紅花の流通構造に次第に変化が現われはじめつつあったものが、漸く合理的な組織が出来上る。元禄 に組織化されたものであろう。「京羽二重織留」に紹介されている専門業者は次の通りで、大量の紅花の需給関係は、

紅花問屋

柳馬場八まん町角

との業界の整備によって効果的に行なわれるようになったのである。

蛸薬師東洞院東へ入堺町通竹屋町上ル角

近江屋

源

興右衛門

蛸薬師東洞院東へ入

柳馬場六角上ル町

井筒屋

清右衛門

徳 休

兵

東洞院誓願寺下ル東洞院八まん町下ル丁中買問屋

同

櫛屋 五郎右衛門

からす丸中立うり下ル町 からす丸八まん町上ル町 西洞院丸太町上ル町 からす丸中立うり下ル町 中立売室町西へ入町

小紅屋 小紅屋

升

屋

玄

十文字屋次郎兵衛

からす丸四條下ル町 新町丸太町上ル町 新町長者町下ル町

丸

屋

左兵衛

紅

染

屋

松葉屋

宇右衛門

小紅屋

有

ふや町三條上ル町 三條通油小路

同すあい

新町通誓願寺下ル町

堺町二條下ル町

油小路二條上ル町

高倉通八まん町下ル丁

花 大坂屋 屋 清兵衛

七左衛門

甚右衛門

山形屋八郎右衛門

東洞院六角下ル町 さかい町三條下ル町

重兵 衛

伊勢屋 美濃屋 淨

祐

屋 勘 兵

紙

善左衛門

花

和 叉 兵 兵 衛 衛 泉

る「京都紅花商名跡」によると、そこに現われて来る問屋・仲買人・すあいは総て「織留」の場合と同一人である。 排斥したものと見られる。元禄十年(一六九七)に刊行された「日本国花萬葉記」所収の「山城記」に登載されてい 保護はなかったけれども、 軒、合計一四軒の業者は、先に紅染屋たちが結成した稲荷講に準じて「紅花問屋稲荷講」を組織した。制度的な公の 京都に成立した紅花問屋は、まだ株仲間の制度にまで発展していなかったが、問屋四軒、仲買問屋六軒、すあい 同業組合としては権力があったらしく、これに属さないものの同一営業に対しては、極力

とのととは、稲荷講が新規営業人の成立を強く阻止したことを示すものであろう。

組織体としての制度化を図って来るが、享保十八年(一七三三)七月に、旧来の稲荷講としての単純な申合せ事項を 全面的に改訂し、次のような「定」を制定するに至った。もちろん、この時点における組織はまだ私的なもので、何 通史上きわめて注目すべきものである。成立当初は単なる親睦協調を目的とした組織に過ぎなかったものが、次第に 内実においては、早くも市場独占の意図を固めつつある結合体であったことは推測に難くない。このことは、紅花流 面的な申合せとしては「仲ケ間共寄合、捧神酒、昔より有来候通、商売躰之祝儀迄ニ御座侯」と言っているが、その 紅花問屋稲荷講の性格は、旧来の紅染屋稲荷講のそれと殆ど変わりなく、組合員の親睦協調を旨としたもので、表

定 丑七月改

等の法的根拠を持ったものではなかった。

一 問屋講外之荷物御買候紅屋方ハ、講中&已来商事仕間敷事 - 紅屋講外之新紅屋方へ弥商事不仕、勿論直かへ方へも堅売申間鋪事

これより前、

右之通堅相守可申候、 之候ハ、、向後商事仕間敷候事 取次を以も商事被致侯方相閗侯ハゝ中間を差除可申候、勿論取次之紅屋方へも商事無用ニ可仕侯事 問屋中間可相守申合候事違背之方者、早速中ケ間差除キ、 惣而埓明方之品悪敷候ハ、、縦家名相改候共已来商事堅仕間敷候事 相対之上売渡候荷物程過被相返方、又ハ代物ニ難渋申かけ、 法外之仕掛有之方ハ右同前たるへき事 売先身上不埓之所有之方ハ、掛り合之もの早速申合委細遂吟味、相済不申内者中間が商事ハ不及申、 売掛銀不埓之方ハ相互ニ中間江申合、掛合埓明キ不申内者商事仕間敷事 享保拾八年丑七月 但中間江者不埓と申置、内談ニ而勝手成商事被致方相聞候ハ、、申合之法式ニ可仕事 此外連中帳箱ニ認置候通弥堅可相守候 上下京紅屋方へも届可仕候事 以上 定置候直段を押而被引、 稲荷講

不実成筋中ケ間へ届有

紅屋之

行 事

紅花問屋中

紅花問屋 稲荷

止しようと、同業組織の結成を奨め、必要な基本的覚書を公布したが、独占権を狙う稲荷講紅花問屋もまたその規定 享保六年(一七二一)十一月に、幕府は一般の奢移を抑制する一手段として、同業者の自由競争を阻

を適用して、公認獲得への準備段階に入っていたのである。

としての心得を具体的に規定し、条文違反者に対しては、仲間除外の罰則を設けてその団結を図っている。 対する商事禁止を内容とし、紅花市場の独占を明確に打ち出したものである。その外の条文では、取引き上講中仲間 外の紅屋との取引の禁止、 生産地と直取引きを行なった者との商事禁止、 講員外の問屋と取引 きを行なった 紅屋に 以上の内容をさらに要約すれば、第一に業者の新規発生を抑止したこと、第二には紅染屋の自由取引きを禁じたこ 「定」の条文は前掲のように八ケ条から成り立っているが、その主文をなすものは第一条と第二条であって、講員

飛躍をする構えを示したことになる。

しようとする意志の統一にあり、従来彼等が掲げていた「商売躰之祝儀」的な組織から、さらに公認問屋へと大きな と、第三には講員の取引きの公正化を図ったことで、結論的に言えば、この組織化をもって、紅花問屋を法的に確立

2 紅屋仲間講の分立

るように「従前々稲荷講中を相建、上下京紅屋仲間二季之参会、諸事申合」を主な目的としたものであった。 問屋仲間に対抗的反撥的なものではなく、享保十九年(一七三四)二月の規約改正に際しての「口上書」に述べてい と総称される製造業者たちは、別に仲間を結成して、稲荷講の中に紅屋講なるものを組織した。その性格は必ずしも 天和以来の稲荷講が内部的分化して、問屋仲間十四軒の独立を見るに及んで、紅染屋・紅粉屋など、いわゆる紅屋

が享保十八年にその規約改正を行なったことに応じて、翌十九年二月に「極メ之通り仲間中もかため直し」て、その 屋講の方はおのずからその組織が弱まり、行事も次第に不規則になり勝ちであった。そこで紅屋仲間たちは、問屋仲間 しかし、最初は平穏の中に並立していた二つの講も、紅花問屋講の勢力が稲荷講の中心を占めるようになると、紅

の点は史料的にまだ明らかでない。 の講加入条件が示されているだけで、講中に定員制を設けて新規加入を拒んだり、または加入資格に特別の枠を規定 申も御座候(云々)」とある。 百疋ニ五升樽、新規ニ紅商売仕候分ハ、入講金弐拾枚と相定有之候得共、品ニより其身上ニ応じ、減少ニて講入相済 間新規加入の場合の条件だけを知ることが出来る。即ち「其職商売ニ相勤、 団結態勢の再建を図ったのである。いま、その規約の全容を見る史料に欠くが、前記口上書によって、僅かに紅屋 加入を規制するような条件はなかった。 これによれば、紅屋に勤めていたものが独立開業する場合と、全く新規開業する場合 勿論、 組合員の反則行為を取り締まる事項はあったろうと思うが、そ 自分宿入之上同職致候分ハ、是迄之通金

わせることによって講加入を認め、その乱立を阻止すると共に、 増加したこともまた止むを得ない。そこで旧講の改組に際して、これらの新規業者に対しては、 引きが可能であったから、 て、組合運営の年番に当たらせたのである。 運用上の組織として上京六三軒、下京八四軒と地域的に二分し、 屋と称する群小の紅屋を加えると、享保末年頃の講員は全部で一四七軒に達していた。こういう大人数であったから、 元禄年間の前記 問屋側との商事関係さえ結ぶ考えがなければ、 講仲間は、 京都においては紅花問屋仲間申合によって、或る程度の拘束を受けていたことは前述の通りである 「織留」や「名跡」などに見える有力紅染屋は九軒であったが、これらの外にも下請け業者や紅粉 京都における本紅製造業や染色業の発展に伴なって、講外の自由な営業者の出現は次第に 法的には何等の制約を受けることなく、 業界の安定を保持しようとしたのである。 前者から五名、 後者から六名の年中行事役を選出し 生産地と直結した自由取 或る程度の義務を負

3

すもので、特に十七年の狂い相場は、京都における取引きが一時停止の状態に陥ったことを物語っている。 位、花上方表景気緩ク、売付いまた不申来候」などと見える。これらは、自由取引の生産地に与えた影響を如実に示 八両も利分とり候由風聞申候」 とあるが、 やがて数年後の 享保十七年の記録には、「値段能、 壱駄ニ 付三拾弐三両 平衡を失なうような事態を招くに至った。中には締め買いなどを行なう業者も出て、京都の染色業界を混乱させると いう弊害も生じたのである。村山地方の生産地記録によれば、 享保十年の如きは相場が上昇し、「壱駄ニ付新金十七いう弊害も生じたのである。村山地方の生産地記録によれば、 享保十年の如きは相場が上昇し、「壱駄ニ付新金十七 来たのであるが、何れも法的な拘束力を持たない任意仲間組織であっ たから、 紅屋の中には問屋や 講規定を 無視し このような経済的弊害が顕著に現われて来た折りも折り、生産地買付けに下った紅屋およびその手代の中に、 以上のように、享保の末年頃までには京都に紅花問屋仲間と紅屋仲間の組織が 成立して、 各権利の擁護を図っ て 生産地と直接取引を行なうものが絶えなかったために、問屋との糴買いが激しくなり、自然と、紅花値段もその

問屋制度の無視などを見逃がす筈はなく、享保二十年(一七三五)の四月十三日に紅屋仲間の紅花直買を禁止すると しようとした。こういう政策が、自由競争買いによる紅花相場の暴騰と染色界の混乱、或は生糸密買による公認和糸 ることによって、著しく経済的実力をもつに至った都市商業資本を幕府の統制監視下に置き、その独占的傾向を排除 制策の一環として、一般仲間組合の結成を公認し、「諸商人、諸職人組合を極め、 月行事相立、 帳面銘々差出」させ 当時はいわゆる「享保の改革」の進行中で、幕府では享保六年(一七二一)に奢侈品の使用を禁止し、また物価統

る所となり、その筋に摘発されるに至ったことである。

の外に密かに絹糸を仕入れる者が出て、新たな問題を起こした。即ち、この不正行為が京都の「和糸問屋仲間」の知

紅花

上処如件

享保廿年卯四月十三日

共に、紅花問屋仲間十四軒を公認し、紅花流通の正常化と価格の安定化を図ることになったのである。

申 渡 シ (学)

上京行事 五人

下京行事

其方共儀紅屋致渡世候処、紅花出所之国を江罷下り、直買致候ものも有之侯故、紅花直段くるひ段を高値ニ相成 其上、右之序ニ奥州筋ニ而糸をも買候様ニ相聞へ不埓ニ侯、向後本人ハ勿論之儀、 手代ニ而も紅花出所之国

国江罷下リ直買致間敷候、若此以後彼地へ手代ニ而も指下し直買仕候者有之候ハヽ、急度可相咎候、此旨惣紅屋

共へ可得其意候事

卯四月十三日

奉 指 上

札

右之序ニ奥筋ニ而糸をも買候様ニ達御聴ニ、不埓ニ被思召候ニ付、 私共儀紅屋渡世仕候ニ付、紅花出所之国とへ罷下リ直買仕候ニ付、紅花直段等くるひ段と高直ニ相成、其上 手代ニ而茂紅花出所

之国、〈罷下リ直買致間敷旨、今日被召出被仰渡奉畏候右被仰渡候趣惣紅屋共へ申聞セ、 向後本人ハ勿論之儀、

一統御請一札可奉差

上京紅屋行事

釜座下立売下ル町

anguna ang namangang ang namang na namang na namang na namang namang namang namang namang namang namang namang

- Programme and the second of the second of

四人

下京紅屋行事

何と通(ママ)

屋

彦兵衛 五人

此外

定法の主なものは、内証にて新規営業をなす者がおった場合は、直ちに行事に報告すること、紅株を抵当として借銀 な運営に当たらせた。年頭と八朔には年番たちが東西町奉行に対して御目見回礼のことも許された。遵守すべき仲間 この時、 紅屋 として認みられたのは前記上下京百四十七軒で、 年番行事を立てゝ春秋二回の総会を持ち、 奉畏候、右之趣相背候ハ、如何様共可被為仰付候、為後日一札奉指上候処如件 。 丸印る此奥書惣紅屋中

自主的

どのように具体化されたか不明であるが、上京だけの分をその「会所諸用留」について見ると、当行事として新町竹 屋町の本爪屋喜兵衛と、同町の萬屋市兵衛の二人が仰付けられ、さらに評定人として次の一二人が選出されている。 之者数多有之由」なれども、「右紅花商売人、 向後加り候こと相成不申」旨を申渡された。 以上の内容が上下両京に 駄数と諸入費の割当を規定すること、 紅屋仲間を一四七人とし、 その外にも去る四月中には 「上下之内、 仲間入無 から評定人を選定すること、年行事は両京から二人宛を選出し、うち一名は評定人から兼任すること、各仲間に紅花 容によっては、「銘と之紅株年行事江御預り被成、紅商売御差留」という厳しい罰則も附加されている。 したり、或は紅株を入質したりしないこと、若し明株を譲る場合は紅屋中奉公人の宿入者に限ること等で、違反の内 その後、 同年十月十一日に京都の東町奉行所が 紅屋仲間を呼び出し、 仲間仕法を改正した。 先ず上下京紅屋仲間

評定人之覚

室町中長者町行当り 萬屋 源兵衛釜座竹屋町下ル丁 近江屋 勘兵衛

今出川室町西へ入丁

室町中長者町

油小路椹木町下ル丁新町竹屋町下ル丁

大森屋

権兵衛

中長者町新町西へ入丁西洞院竹屋町下ル丁

松葉屋弥右衛門

八文字屋八兵衛

紅屋 久左衛門

屋

久四郎

吉文字屋小兵衛中村屋 善兵衛

7屋 藤右衛門

小紅屋

和

泉

下長者町新町西へ入丁

島丸通上長者町出水釜座東へ入丁出一条下ル丁

は、恐らく上位のものの下請け業者か、或は職人階層のものであったと見られ、享保二十年の紅屋仲間公認に際して 属するものが圧到的に多くて、 全体の六〇%強に当たる 四一軒となる。 下級のものでも特に駄数配当の低い 二〇名 であるが、これによって経営の規模別に分類すると、上級に属するものが六軒、中級に属するものが二〇軒、下級に さて、次表は上京紅染屋並紅店六七軒に対する紅花荷の割当駄数と、それに対応する諸経費の賦課基準を見たもの

特に講員加入を認められたものであろう。 に、紅花問屋もまたその職能が公認となり、遂に流通と加工の分野が とのように、 紅屋仲間が公認され、 その特権が保護されると 同 時

法的に独立したのである。紅花問屋仲間は次の通りである。(?)

花 問 屋 中

紅

同

宿持手代

烏丸蛸薬師下ル丁

東洞院三条下ル丁

四条高倉東へ入ル丁

若山屋喜右衛門 若山屋勘右衛門

若山屋 若山屋 松任屋 叉兵衛 徳兵衛 孫兵衛

同

宿持手代 此度行事 紙 屋

勘兵衛

小川蛸薬師下ル丁

いせ屋 紙屋 伊勢屋利右衛門 伊右衛門 源

宿持手代 此度行事

堺町三条上ル丁 烏丸二条下ル丁

山形屋八郎右衛門

井筒屋

善

助

近江屋九郎兵衛

東洞院六角下ル丁

ふや町三条上ル丁

紅花荷および人用銀組割				
組人数		惣仲間	入 用 銀 1メ目ニ付	
		駄数割	組割当	家別 平均
		駄	匁	匁 分
1 番	6人	300	375.0	62.5
2	10	200	250.0	25.0
3	10	150	187.5	18.75
4	21	120	150.0	7.1
5	20	30	37.5	1.9
計	67	800	1000.0	

(注) 年間入荷量を仮りに800駄と見積る 組人数の中に紅店も加わる (三井文庫史料による)

公認問屋の性格は、

原則的にはいわゆる「荷受問屋」で、営業は委託売買を手段とするものであったから、

THE REST OF THE PROPERTY OF TH

新町三条上ル丁

室町二条上ル丁

右之通ニ御座候、右之銘ゝ此度御番所へ被召出候、初日当月九日と及承候、 メ十四軒

四月二十日

功

藤屋

市左衛門

則上下京紅屋行事右同日ニ被為召出侯

享保期には既に紅花仲買商を廃業しているが、とれなどは、公認以前の競争の厳しさを示しているものであろう。 仕候而罷在候処、商売相止、其後相果申候、右甚右衛門子孫ニ柊屋甚四郎と申もの罷在候へ共、紅花商売不仕候ごと が多かったのであろうか。元禄期に仲買問屋として勢力のあった柊屋甚右衛門の例を見ると「先年京都ニて紅花売買 る理由を充分に認めるととは出来ない。或は公認以前の競り買いによる自由競争に敗北し、新しい勢力に屈したもの ル十軒余ハ仲買ニ而紅花売買仕候ニ付、都合拾四軒御定為遊候」と述べている。しかし、これからも交替を立証出来 軒数定り候儀も無御座侯へ共、直買御吟味之砌、紅花商致来候者十四軒御座侯内、二、三軒者已前より問屋ニ而、残 年間に激しい交替が行なわれた原因は判明しないが、 明和三年(一七六六)閏十二月の文書の中に、「三十年以前は、 なっており、若山屋や伊勢屋の一統が進出していることが特に目立っている。元禄初期の稲荷講成立以来、 との一四軒という数字は、かつて稲荷講によって制限された株数であるが、その当時の講員とは、 顔振れが殆ど異 僅か数十

しての営利収入は、生産地荷主と京都紅屋との間に立つ荷受口銭ということになる。当時の口銭規定では、 貫匁につき三〇匁の割合をもって、荷主と紅屋の双方から徴収することになっていた。この口銭は紅花代仕切の中 紅花代銀

問屋と

に含められて精算することが慣行であった。ここに仕切上の不明朗さがあり、既にその後の紛争を起こす原因を含ん

- (2) 同 前(1) 模久右衛門家文書
- (3) 三井文庫蔵史料
- (4) 柴田秀夫家蔵「大町念仏講帳」

5

三井文庫蔵史料

- (6) 沢田章著「近世紅花問屋の研究」
- (8) 槇久右衛門家文書(7) 三井文庫威 史料

第二節 問屋制度反対運動の展開

1 不安内在の問屋制度

や需要者としての紅屋側からは、 紅花問屋仲間制度の公認は、稲荷講中の長い間望んで来た所で、いよいよ独占権を獲得したことになるが、生産者 必ずしも賛成されなかったようである。 先ず、 生産地村山郡内の農民達の 率直な

るのである。 付候 (中略)、 付、殊ニ紅花さばけ口之儀、 声を紹介しよう。 仍而右之趣最上へ申来候而、諸人難儀ニ存候(云々)」と、 生産地における紅花市場の不況を嘆いてい 「享保二十年、紅花之儀日てりニ付諸人難儀ニ存候所、上方より下衆壱人も無御座候、其故ハ去冬 諸職人紅屋商及難儀候処、 向後問屋拾四軒之方より、紅屋百十八軒之者共買可申候而、猥リニ売買不仕候様ニ被仰向後問屋拾四軒之方より、紅屋百十八軒之者共買可申候而、猥リニ売買不仕候様ニ被仰 四月九日ニ二条様より紅花相調ニ田舎へ罷下リ不申候様ニ急度被仰

る。公認決定後のこういう調査は、奉行所でも反対の空気を察知した結果に外ならない。 には、紅屋の首脳部と町役が奉行所に招致され、「紅屋直買不致儀、勝手不勝手之儀」について意見を徴さ れて い からこの制度の成立することに警戒の意向を持っていた者が多かったらしく、公認指令が出された直後の四月十八日 に行使して、利益の壟断を図るに至るであろうという危惧が充分に予想されることであった。紅屋たちの中には早く とを意味するので、紅屋の商売がおのずから圧迫されることは自明であるばかりでなく、やがて問屋が独占権を不法 紅屋業者にとって、直買いの禁止はもっと深刻な問題であった。問屋制度の確立は、紅花相場権を問屋側が握るこ

引続いて二十日頃に、反対論者の有力者と見られていた藤屋忠右衛門や近江屋藤右衛門等を招致して、さらにその真 述は当然であろう。しかしこれは公儀に対する表面的な意見で、決して問題がなかった訳ではない。 座」と、流布されている噂を否定している。問屋の業務が正常に運営される限り反対の根拠はなかったから、この陳 さらに業者一般の反応についても、「商売差留り候抔と 評判可仕筈茂無御座候、 勿論、 左様之儀噂申出し義も無御 慎重な奉行所は

これに対し、代表者たちは一様に「直買相止候而茂、京都問屋ニ而相調候得者、何之手支も無御座」旨を陳述し、

意を審問していることから察するに、公認問題は紅屋側に相当の不安動揺を与えていたことは確かであろう。

京都の町奉行所では、反対意見の拡大化、それによって誘発されるであろう反対運動の行動化を恐れ、五月十五日

には、紅屋全員に対して個人ごとに率直な意見書を提出するよう令状を発している。

来廿七日東御役所へ可致持参侯、御所司代江も可被入御覧侯間、其旨可被存侯也 旨申付候、右之儀ニ付若指閊候事も有之候ハヽ、無遠慮其訳書付、壱人宛封、病人者名代出し候而茂不苦候間′ 先達而、紅花直買之儀糸直買ニも紛敷候ニ付被指留、 有来ル問屋拾四軒ニ申付、内行事弐人申渡、商内無滞可仕

卯五月廿五日

びており、 したが、越後屋則右衛門(三井亀松改名)の口上書を例示すると次の通りである。 の命令に真正面からその不利を主張することも出来なかった。そして、翌二十七日には一様に受諾する口上書を提出 紅屋仲間は廿六日の晩に急拠参会して、その態度を協議したが、先に積極的反対者と目された者には弾圧の手が伸 続いて主立者や町役から支障無き旨の一札も提出していることなので、仮りに反対意見はあっても、 公儀

御尋二付乍恐口上書奉指上候

私方指支之筋無御座侯ニ付、乍憚書付を以奉申上侯 已上 被為仰付奉畏候、然者指支之義無之哉と此度御尋被為遊候趣奉承知候、右拾四軒問屋ニ而相調商売仕候儀者、 先達而被為仰付候紅花直買之儀、糸直買と紛敷被為思召ニ付、紅花直買不仕、有来問屋拾四軒之内ニ而 於

享保廿年卯五月廿七日

奉行様

御

越後屋則右衛門小川通中立売下ル丁

七兵衛

もあったので、紅屋たちの提出した口上書は、一様に異議のないことを申し立てている。 役所の取調べに対して、率直に反対意見を申し立てる筈はなく、また、公認の原因となった生糸の密買い事件の弱味 問屋の公認に対しては、紅屋側には確かに不満があり、さらに将来の不安が予想されたことであるが、 成立直後の

の後の運営に特権的弊害が発生するであろうという疑懼感は、生産者側も加工業者側も等しく抱いていたことであっ 関係の円滑化と相場の安定化を期待することが出来るが、一たび問屋としての集荷独占体制が確立したとなると、そ 認の問屋仲間が、 ての干紅の生産段階にとどまり、それを製品化するのは京都の加工業者、すなわち紅粉屋であり紅染屋であった。公 言うまでもなく、村山郡内で生産される紅花は、染料紅の生産過程から見れば、原料としての生花、 特に遠隔地取引きという悪条件下にある村山地方の生産者側に与えた不安は大きかったのである。 原料生産者と加工業者の中間にあって、荷受問屋としての公正な流通機能を果たす場合には、需給 半加工品とし

2 自由相対売買慣行の復活運動

る代金支払い不能という形で、現実に襲って来たのである。 りもむしろ生産地において深刻な問題であった。自由売買の禁止は、先にも触れたように、その直後から商売手狭と いう弊害をもたらしたが、それよりもなお直接的で、且つ大きな打撃・被害は、京都の問屋の「潰れ」によって生ず 問屋による紅花売買の独占権獲得に伴う予想された不安は、意外に早く事実として現われて来た。 それは紅屋側よ

産地荷主に代金の支払いを履行せず、その額は実に七千両に達したのである。この被害の影響がやがて生産者にも及 右衛門・伊勢屋利右衛門・紙屋勘兵衛の四軒が、 問屋制度が確立した享保二十年から元文四年に至る僅か五ケ年の間に、有力問屋たる若山屋勘右衛門・同喜 相次いで家業不如意による「潰れ」、 いわゆる破産を申じ立て、

None of the Company o

ぼしたことは言うまでもない。

| 「「「「「「「「「「」」」」 | 「「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「」 | 「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「」 | 「「」」 | 「「」 | 「」 | 「「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 |

流通の独占支配による不正が内在している作為的なものであるとし、さらに漢然とながら、「荷受問屋」から早くも あり得ないことであった。こういう事態の発生については、被害を受けた最上商人の一致した意見として、必ず紅花 って、仲介料としての口銭を収入の主態とするもので、たとえ相場の変動はあっても、 公認された当時の紅花問屋の性格は、前記のように殆ど「荷受問屋」であったから、 破産を招くほどの損失は到底 生産地荷主と紅屋との間に立

「仕込問屋」への変質が、色々の問題を惹起する原因をなしているのではないかと感づいたもののようである。

介して厳しく申し入れた。しかし、既に仕込問屋に変質しつつあった問屋側としては、そういう問題を簡単に承諾す 翌五年四月に出京し、問屋仲間に対して、潰れの場合の損害補償は仲間全体が連帯責任を負うべきである旨を、人を について協議が行なわれた結果、総代に選出された谷地の柊屋甚右衛門 (テロヒトを聞していた)・青柳屋喜惣次の両人が、 公認後僅か数年を経たに過ぎない元文四年(一七三九)の末頃から、村山郡中の紅花商人の一部の間に、その対策

る筈はなかった。

人側としては、この提案が確実に実行されることになれば、内済もまた止むを得ないと考え、誓約書に調印を求めた 賣買致度」と、即金支払いによって、代金の渋滞や不払の問題を解消したい 旨を提案 して 来たのである。 ただとの問題が紛糾し、訴訟沙汰に発展するととを懼れた問屋側は、前年から商用のために京都に登っていた谷地 問屋側は言を左右にしてとれを拒み、一向に応じる気配を示さなかったから、遂に旧来仕来りのような自由相対 (新庄戸沢藩領)の商人鈴木庄七なる者に依頼して、 妥協案として今後は 「紅花荷物切手と紅花代金引替ニ仕 京都町奉行所に訴願を決行するに至った。この事件は、後に発展する問屋制度の廃止運動、 交渉の商 さらに

は紅花流通機構の全面的改革の発端をなすものであるから、次に口上書の全文を掲げよう。

を以奉願上候趣左ニ相認、乍恐御訴訟奉仕候、御憐愍を以御吟味の上、 6多分損失相懸ケ候間、 私共羽州最上紅花商人共ニ御座侯、 度御 中茂最上江罷下リ、 済不申上者難義之上之難義ニ御座候間、 江申遣候所、 可仕候間、 共 候へ共、 江損銀被相懸候事商人共難得其意候、自今以後、 金引替ニ仁賈買致度と人を以申越候故、此儀不得心之事も御座候得とも、 て我々為差登、當四月中京着仕候而、人を以拾四軒問屋へ申越者、拾四軒問屋口銭を以被相勤候上者、最上表 花問屋拾四軒と相究候由申来候故、 私共羽州最上紅花商人共二御座候、 .願申上侯間、先年之通京都ニ而何方へ成共勝手次第相対を以広ク賣買仕侯様ニ奉頫上候、 残り問屋中な弁、 五ケ年之内最上商人共江多分損銀相かけ、商人者不及申御百姓迄必至と困窮仕候、依之最上商人惣代とし 御百姓ハ右紅花を以御上納幷諸役銭差上、御百姓ニ至迄心儘賣買仕来候処、 仲ケ間請合之儀曾而取あへ不申、然ル所、此度拾四軒問屋中ゟ申越候者、 拾四軒印形被致候様ニ申遣候得者、段々日ヲ延、其上印形不仕不届キ之儀ニ奉存候、 國元商人共ゟ申越侯ハ、遠國ゟ御公儀様江御願申上侯儀千万恐多奉存侯得共、右段々内證ニ而 紅花被相調候樣二是又奉願上候、當年紅花追付出来仕、 最上商人共江損銀相かけ申間敷と請合被申候ハハ、 惣商人商賣躰ニ相障迷惑仕候ニ付、 御當地紅花問屋近年拾四軒と相定、已後紅花寶買勝手惠敷罷成、其上問屋共 夫る拾四軒問屋江紅花荷物指為登、 國元御百姓紅花作始候事百年余と申候、就夫年々所々商人紅花賣買仕候 御百姓商人相立不申儀ニ御座候へ者、 問屋拾四軒仲間ニて問屋被相勤候ハ、、 郡中紅花商人為惣代私共當夏中ゟ上京仕、段々書付 いか様とも被為仰付被下置度奉願上候 口銭出シ賣買仕候得者、 何卒內證二而相済申度存、 内々ニ而相済可申と度々人を以申遣 御願申上候様二申越候、 六年以前卯ノ年より京都紅 此後紅花荷物切手と紅花代 拾四軒之内相潰候 殊二京都紅染屋 右之段々國元 年々問屋相 我々得心 依之此

拾四軒問屋へ荷物為差登候ハ

右之趣被為聞召分、 年々相潰申候問屋ニ御座候得者、當年潰も難斗、荷物難差出、商人共可致様も無之仕合奉存候 御慈悲之上いか様共被仰付被下置候ハ、難有可奉存候 以上

元文五年申六月廿六日

屋甚右衛門

青柳屋

喜惣次

御奉行樣

等もあって、奉行所における事実審理は中々進行しなかった。 のまま荷送りをすれば、再び不利な条件で取引きされることが予想されるので、急ぎこの訴願手続きを取ったのであ 様ニ是又奉願上候」という点にあったことは前述の通りで、根本的な考え方としては現行制度の専売否定であった。 京都ニ而何方へ成共勝手次第相対を以廣ク売買仕候様ニ奉願上候、殊ニ京都紅染屋中茂最上江罷下リ、紅花被相調候 問屋中より弁、最上商人共江損銀相かけ申間敷と請合被申候ハ、、 商人惣代と間屋側のしばしばの折衝が中々好転せず、最上地方の紅花は既に収穫期に入っていたので、問題未解決 との口上書の中心をなすものは、「自今以後、問屋拾四軒仲間ニテ問屋被相勤候ハ、、 しかし、問屋側は延引策を弄し、審理に入る前に、商人惣代の身元や訴願手続等に疑義の申し立てを行なうこと 内々ニ而相済可申」、若し左もなくば「先年之通」 拾四軒之內相潰候共、

行なって万全を期した。その結果、十月七日に奉行所に対して第二回の口上書を提出したが、その理由とする所は、 木屋忠助・荒木屋与兵衛・中村屋六郎兵衛等が上京し、運動陣容の強化を図ると共に、さらに訴願内容の整理検討を 形方面の紅花商人にまで拡大し、八月には谷地及び寒河江から柊屋甚右衛門の外に、青柳屋喜惣次の伯父藤四郎 最初この問題を提起したのは主として谷地の商人たちであったが、七月になると反対運動をさらに新庄・東根・山 畢竟問屋商売ニ而御座候哉、

紅花商人二而御座候哉、

紛敷奉存候御事

而身上相潰候共、

問屋之儀者売人買人引合、相対之上荷物取捌、口銭ヲ取商売相立申ものニ御座候へハ、

商人共へ多分損銀相掛可申筋ニ無之候筈奉存候處、遠國商人共江達而潰ヲ申立損銀相掛候段、

に絞り、 問屋の性格変質による紅花売買仕法上の不正、 次のように述べている。 口銭の不当引上げによる生産者側の損失、 問屋潰れによる損失の三点

共
る荷物請込候而、
売所荷主共方
江者一切相知らせ不申、
直段もいか
ム
取組侯哉拾四
軒限り
売買仕
儀ニ御座
候 ハ、中間申合、売先何程ニ相拂候哉難斗、畢竟問屋共メ買メ売之様ニ相見へ、不分明ニ奉存候事 問屋立會、 羽州最上紅花寶買之儀、前々ゟ商人共京都江紅花荷物為指登候處、先年者右荷物問屋方江請取置、 紅花買人右荷主方へ曳合相対致させ、直段取組賣買仕侯所、近年問屋拾四軒ニ相究候以後、 相拂 商人

壹駄代銀高之内ゟ三分通ニ引上ケ取之商売相立、其上潰ヲ申立、商人共江多分損銀相懸ケ候段、不得其意奉存 紅花売買口銭之儀も、先年紅花壱駄ニ付古銀三拾匁、文銀ニ而ハ五拾匁ツ、商人方ゟ相渡候處、 近年ハ紅花

相掛侯と申上侯、此儀不得其意奉存侯、最上商人共遠路之海上為差登候荷物、相対を以損銀引請可申儀無御座 然所、當三日双方被召出御吟味被遊侯節、問屋共口上ニ申上侯者、潰ニ而者無之、 山屋喜右衛門・伊勢屋理右衛門合四人潰ヲ申立、最上商人共江損失相懸侯金高凡七千両余之處相違無御座侯、 屋ゟ問屋江損失相掛申儀有之間敷様ニ奉存候、然所、卯ノ年ゟ五ケ年之内ニ若山屋勘右衛門・紙屋勘兵衛・若 問屋拾四軒ニ相究候已後、紅花売買之儀ニ付稲荷講と申定書をいたし置、紅花相捌候由及承候、 奉察候處、 御公儀様江者御訴茂不申上、 偽を以て潰と申立、 商人共へ押而損銀相懸ケ候段不届キニ奉存 内證相対を以商人共江損銀 然上者紅染

縦無據筋ニ

るが、これらの弊害の生ずる根本的原因は、「問屋商売ニ而御座候哉、紅花商人ニ而御座候哉」、その性格が甚だし の実態を抑さえ糺すことは困難であったから、前記訴願の趣旨を述べた後に、凡そ四項に亘る長文の問屋仲間機構の く曖昧な所にあると、その原点を衝いているのである。しかし、遠隔地取引きという地理的条件から、 以上の諸点は、紅花売買に関する独占的支配権を獲得してからの、問屋の専横振りを具体的に指摘しているのであ 中々その経営

第一点

改革案を提出した。その要点を上げると、

相対之上直段取組商事為致度奉存候

向後紅花売買之儀、売人・買人・問屋立會、

.

此已後、紅花一色売買見届ケ之為、 白地取捌為致度奉存候 最上商人共る御當地江出店相立置、 商事日々ニ見届ケ、売買諸指引不埓無之様

生点

向後先年之通古銀三拾匁之割を以相渡候問屋相立させ度奉存候 相立させ候様ニ被為仰付被下置度奉願上候、尤口銭之儀、右申上候通先年ハ紅花壹駄ニ付古銀三拾匁宛相渡候間。 問屋之儀茂、先達而奉願上候通拾四軒ニ不限、此已後相望候もの御座候ハ、、商売躰ニ御座候間、是又勝手次第ニ

第四点

度奉存候、左候得ハ、紅染屋共直々最上へ罷下り候も同様之訳ニ御座候 御當地江出店相立候上者、紅染屋共勝手を以最上直買仕度候ハ、、右出店ニ而勝手之商人と申合買入候様ニ致させ

となる。とれら要求点のうち京都出店設置の件については、十一月十三日の口上書をもって、

「遠國ゟ御當地へ出店

問屋を相頼賣買仕候節者、問屋より荷主へ相渡候仕切状ニ、紅屋誰方へ相拂候と書付相渡候様ニ被為仰付被下置候 直々直段取組申候へハ白地ニ奉存候、殊ニ現金売延売両用共紅染屋と商人相対次第仕度候、猶又荷物斗為差登候而 紅花売拂候節荷物者問屋へ指出し、口銭之儀者先年之通古銭三拾匁割を以問屋へ相渡し、直段取引之儀者買人・売人 復旧低減を含む白地取引売買の主張が中心となった。白地とは訴人たちの解釈によれば、 相立度旨奉願上侯段、恐多奉存侯間、此儀相止申度侯間、 紅花賣買取引白地ニ奉存候」とあるように、問屋は荷受問屋の性格をもって公正取引きを行なうべき用語で「あ 御下ケ被成下度」と中止を申出たので、結局は問屋口銭の 「紅花売買白地と申儀者、

無之候条、問屋共ト幾重ニも可致再談」と、体よく却下してしまった。 て苦慮の末、 るし、さらには一層業界を混乱に陥れる危険もあったので、商人側の要求を直ちに認める訳には行かなかった。そし 弊害があったとしても、奉行所として直ちに旧法に復するような処置をとることは、その権威にもかかわることであ からさま」という義である。 しかし、 問屋公認が行なわれてからまだ僅かに数年を経たに過ぎない今日、仮りに在地商人たちが指摘するような 十二月に入ると遂に「荷主と問屋相対之事ニ候、 都而商賣取引。口銭等之儀、 奉行所る申付候筋ニ而者

申

渡

羽州最上紅花商人惣代

柊屋 甚右衛門

青柳屋喜惣治代 藤 匹 郎

四

賣取引口銭等之儀、 相極候事ニ而、此度六人之者申越ニハ難成候、賣人買人直相対、口銭等之儀茂荷主と問屋相対之事ニ候、 由申候得ハ、押而取候儀とハ不相聞候、六年以前吟味之上、紅屋共國元江下リ直買之儀停止ニ申付、問屋拾四軒 方相対仕度候、荷主と買人と直段仕、口銭前々相渡侯古銀三拾匁之割合を以相渡候様ニ仕度由申立候、此旨紅屋 外ニ手廣致売買、紅屋とも國元へ罷下り直買いたし候様ニ仕度由、尤現銀賣買之儀へ軽キ紅屋共不勝手ニ付、 敷事ニ侯段願人共江申聞侯處、今一応了簡仕可相願旨ニ而、追付書付指出、京都出店之儀ハ願相止メ、拾四軒之 右六人之者共願之筋、先達而紅花問屋行事共と召合吟味之上、畢竟紅花現銀ニ致賣買候得者、荷主之損銀有之間 問屋・行事共江相尋候處、現銀賣買指支候儀者、荷主と相対ニ而取引仕候得ハ、滞儀者是迄無御座候、 前々ハ荷物登駄ニ付銀三拾匁宛取来申候得共、近年者荷主と相対之上相極候銀登メ匁ニ付三拾匁ツ、取来候 奉行所

の

申付

候筋

二

而者

無之

候条

、問

屋共

ト幾

重

一

も

可

致

再

談

事 口銭之 都而商 双

3 旧制復活運動の失敗

て訴えたが、これは直ちに却下されたので、十二月廿一日附で遂に京都所司代に箱訴を決行するに至った。訴願内容 為知申儀一切不罷成」と問屋制度の法的権利を理由にこれを拒否した。惣代側はその不当性を奉行所に口上書をもっ 公儀様ゟ被仰渡之品を以取引致儀ニ候間、此已後相改、買人賣人引合、或売先誰方江賣拂候与申儀ニ而も荷主衆江相 されたので、惣代人たちは改めて問屋交渉に入ったが、問屋側は「問屋拾四軒ニ相定侯已後、 元文五年の春以来半年に亘る訴願問題も、何等の効果を収めることなく、問屋との相対をもって決定するよう申渡 商賣躰取捌之筋共ニ御

紅染屋一統之難儀」の旨を強調艛述している。 御 は前願と殆ど同様のものであるが、奉行所のとった「拾四軒問屋之儀六年以前御奉行様御吟味之上被為仰付候御儀 座候、 今又 御改 被遊 候儀 難成」という否定の態度に対しては、「拾四軒相定候而ハ、問屋之勝手斗ニ而、商人百姓

手宜難有奉存候、尤職人之儀ニ御座候得ハ、銘々宅ニ而も賣人と買人直相対も相成候様被為仰付被下候得ハ、弥以勝 喚問が順次に行なわれたが、この審理中、最も注目されたのは紅染屋の去就であった。四月十七日に紅染屋百五拾九 軒の総意として書上げた口上書によると、 とれに対する審理は翌元文六年―寛保元年(一七四一)の正月から開かれ、商人惣代。問屋行事・紅染屋惣代等の 「紅花之儀、於問屋賣人・買人と直対賣買致候得者明白ニ相成、 紅屋共勝

対しては、 へハ、現銀ニ相究候ハゝ難儀ニ奉存候、此儀ハ是迄之通相成候様ニ奉願上候」と、反対の意向を表明したのである。 「現銀賣買之儀、現銀買ニ仕候ハ、下直ニも可有御座候得共、紅染屋家職之儀、 得意先二 季掛 多御 座候

手宜奉存候」と、最上商人の主張に同意した。しかし、問屋側が先に提案した「紅花荷物切手と紅花代金引替」案に

その結果、第一審では問屋。紅染屋間の相対売買は許可する所となったが、荷主商人と紅染屋との相対直売買は不許 可に終わった。

とれを不満とした商人惣代たちは、その後も執拗に口上書をもって追願を続けたが、

審理が長引くに従って「去夏

きに至ったので、六月十八日に最後の口上書として、「問屋之儀者、口銭を以渡世仕候者ニ 御座候得者」、 申旨御願奉申上候得者、 銭のことに関して問題があるとしても、 中ゟ永逗留仕、路用・雑用ニも手詰リ、遠國者故才覚等も不罷成、 此上永引候而ハもはや取続成兼」、 帰国の止むな 問屋方ニ而指支ニ可罷成儀無御座侯」筈と、荷受問屋の反対を論駁して、一旦帰国した。 「先年之通古銀三拾匁割之口銭者、縦紅染屋江売人参り直対仕候共、 仮りに П

在京一ケ年以上に亘るこの訴願運動も、

商人側の主張は遂に成功しなかったが、主導者たちは帰国後も一層強硬に

その運動を展開した結果、 同年の某月に至って、 「通口銭」の廃止だけは成功したようである。このことに関して、

谷地大町組の「念佛講帳」寛保元年(一七四一)の記事に

京都江商人相名代ニ甚右衛門・藤助・新二郎・忠助、 寒河江より六郎兵衛・五兵衛罷登候而、二條御役所江御訴

顧之通被仰付候、只今までハ、壹駄ニ付銀弐百五拾匁問屋中間ニ而通口銭取申儀も、

向後相止申候

銭」と称するものを徴収していたものであろうか。この内容についてはなお後考に待たなければならない。 と見えている。 この問題を明らかにする資料を欠くが、 京都の紅花問屋たちは、 正規の口銭以外にも不当に 「通口

花商人に独立したものである。こういう経歴からすれば、京都における問屋の変質の傾向や、取引き上にひそむ不正 しは被害者を糾合し、常に運動の指導者的立場にあったことは当然考えられる人物であった。 の内実については、充分に承知していたものと見られる。そういう意味からすれば、 が、主家が休株になったため、産地出買い当時の縁故を求めて谷地に来住し、主家と同姓同名を名乗って自ら地方紅 指導者と目される柊屋甚右衛門は、かって京都で問屋仲間株を持っていた有力な柊屋甚右衛門の手代筋の者であった 特権を利用して、 に、京都の紅花問屋が、公認当初の単純な荷受問屋から、短年月の間に仕切込問屋的なものに変質し、やがて公認の 以上述べた訴願事件は、 4 運動態勢の弱体 高利潤の収奪という悪質化したことに対する「紅花注文引受渡世」商人たちの抵抗であった。その 商人側が「問屋商売ニ而御座候哉、 紅花商人ニ而御座候哉紛敷奉存候」と言っているよう 問題の発議者となって同志ない

ただ疑問の残るのは、生産地に対してどれ程広汎に、しかも強力に働きかけてこの訴願に踏み切ったのかと言う点

同意を求めると共に、運動の組織を固めたのである。 地・寒河江から六人の代表を上京させた第二回の訴願に際し、関係在地商人に広くその趣旨・計画を明らかにして、 とであるが、運動を推進して行くためには、長期に亘る交渉と多額の費用が予想されるので、元文五年閏七月に、谷 人的な性格が強かったもののように思われる。しかし、問題の内容が生産地の商人及び生産者全体の損益に係わると たらせたが、問屋側の強硬な態度に圧された西田は、「兼而所存と間違、御願相止申度候」と、この問題から手を引 柊屋新二郎なるものを上京させ、江州日野の西田五兵衛という者を口利き人に依頼して、問屋仲間に対する交渉に当 である。尤も、当初は単に潰れ問屋による損害弁償の要求を主たる目的として、柊屋甚右衛門の身内の者と思われる て上京し、それぞれの筋に反対の陳情・交渉・訴願を行なったのであるが、その時点における柊屋の運動は、まだ個 かざるを得なかった。そのために、柊屋甚右衛門は谷地地方の商人と語らい、青柳屋喜惣次と共に総代格の名をもっ

のであったととを示し、運動の弱体性を物語っている。 七月の「一札之事」によると、「新庄御領・東根御領・山形御領其外村、諸商人衆印形同意ニ相撤侯ハ、御目ニ掛ケ 組織体結成への配慮がやや後手になったということは、 可申候、若し相揃不申候ハ、、右顧書之筋相止メ、各方江御印形相返シ可申候」とある。 右衛門・伊藤左兵衛・堂ミや忠右衛門・細矢太郎左衛門の五人で、青柳屋喜惣次が証人となって提出した元文五年閨 地元谷地で「名方頼入印形」を申し受けたものは、旧来との地方の有力商人たる土屋勘右衛門、 最初の計画が全く柊屋や青柳屋の安易な発意からなされたも このように、運動を支える 堂ミや (田宮) 五

に所属する谷地・寒河江の商人たちが中心で、山形をはじめとする私領関係の地帯は表面的には殆ど参加していなか

運動を進めて行く上に大きな障害となった。審理に際しての問屋側の反論に立った年行事の伊勢

問屋制の弊害を最上商人全体の問題として捉えているにも拘らず、その積極的に運動を推進したのは、

た。このことは、

TO THE PART OF THE

実であるが、今回のような奉行所に対する訴訟事件などについては、藩庁に対する訴願手続の問題などもあって、幕 単に柊屋一派の策謀に過ぎないと断じ、要求を拒否したのである。山形商人がこの運動に正式参加しなかったのは ニ而応答仕候、然ル所ニ、此度右連中より両人上京之添状等、曾而以無御座候」と、山形商人の関知しない事件で、 屋利右衛門。紙屋勘兵衛の申立てを見ると、「前々より紅花之儀者、羽州山形町年寄・大庄屋・検断並惣荷主中連状 す故に、持参しなかったと説明している。これは苦しい言訳に過ぎなかったもので、山形の商人側はもともとこれに 参加する意志はなかったものと見られる。 上表ニ而庄屋・検断並商人中申候者、年々相続損銀相かけ、不届成問屋江可申遣旨無之間、 .形商人や町役人たちからの添状が無いという問屋側からの手痛い指摘・詰問に対しては、訴人側では 添状ニ不及と申候」と申

府関係庁に直接訴願行動を起こすことは、差し控えなければならないという行政上の理由があった。

検断の内命を受けて密かに上京した者がおったことを明らかにしている。しかし彼は素性不詳の者で、いよいよ話! ることを探知した問屋側から「段々つきまわされ」、強引に運動参加を阻止された上、 さらに最上商人惣代の柊屋 に際しては「少ぇ意味御座候故、出所之儀者難成」と、訴願行動を共にしなかった。この者は、 山形といえどもこの問題に全く無関心であった訳ではない。例えば、柊屋たちの訴願中に、 山形から出京してい

山形の庄屋

行かなかったから、一応の形式的に差し向けたものであったろう。しかもこの者は、問屋側から或は脅かされ、或は 青柳屋らに対して、「此度登リ道中雑用、京都逗留中小遣等迄遣可申候間、此度之出所相止、一先最上表へ御返シ被 少意味御座候故」と言っているのは、こういう事情のことで、 下候様ニ」と、 「無心者」であったから、遂に訴願には加えなかった。恐らく、山形の商人側としては、運動を全く拒否する訳にも 問屋側から 内密に依頼を受けたりしており、 在京中は殆ど動きの取れないようにされていた。「少 総代たちに言わせると、行動力のある同志とするには

される小商品の単なる集荷業者ではなくして、山形という大消費地における、さらに広汎な後背地域における生活上 に後節で触れる。 が言う利害関係などについては、それほど重大な問題とは考えていなかったものと思われる。この点についてはさら の諸物資の流通を握る仕込問屋であり、卸問屋であった。従って、上方商人との取引き関係が深く、 より具体的な面として考えられることは、山形商人は既に都市的商人に成長しつつあったことであろう。地元に生産 懷柔されて、山形側に訴願運動を支援しないよう、連絡方も強要されていた全くの傀儡的人物に過ぎなかった。 このように、 山形商人の態度が意外に消極的であったことは、私領という行政的な理由が最も大きいのであるが、 在郷小商人たち

未成熟のまま運動を先行した所に、脆弱性があったと見られる。そこにせっかくの改革運動を貫き得なかった主因が あった。 地域的基盤は、まだ谷地・寒河江地区を出ていなかったのである。即ち、紅花生産地域全体の共同の問題としては、 意のように言っているが、との段階における事実は以上のような状況で、運動の初期の段階では、その後楯となった 柊屋や青柳屋が申し立てるには「商人連判之儀ハ、最上表ニ而甚右衛門。喜惣次取置申侯」と、 さも最上商人の総

- (1) 前出「大町念佛講帳」
- (2) 三井文庫蔵史料、沢田章著 仝

前

- (3) 三井文庫蔵史料
- (1) 著者蔵史料

THE RESERVE OF THE PROPERTY OF

第三節 機構改革運動と問屋制度の廃止

紅花売買場所の新設請願

る農民層にも切実に迫って来た。元文・寛保の訴願事件から凡そ十年を経た宝暦頃の農民たちの言を借りればい となく続き、地方の荷主商人の中には、遂に破産に及ぶものも現われて来た。しかも、その影響は直接紅花を生産す 強大な資本力と上方市場の独占権、それに奉行所の暗黙の力に支えられている紅花問屋の不正は、その後も飽くこ

紅花商相止メ候商人数多御座候ニ付、自然と摘出之紅花も直段以之外下直仕、郡中一統之難饞ニ罷成至極迷惑仕 出来賣買仕候而盆前後迄ハ漸渡世仕候所、近年、京都紅花問屋拾四軒ニ相定候以後紅花取捌悪敷、 紅花・青苧之儀、土地相応之作付と申、殊ニ六月ニ至候而ハ夫食一切無御座、困窮之百姓至極難儀之時節、 商人共損金仕 紅花

٤ 紅花値段の下落による生活苦を歎かざるを得ない実情であった。次に荷主商人たちの苦情を聞いて見よう。(2) 永っ逗留仕諸雑用多分ニ相掛リ候儀、 近年京都問屋拾四軒之仲間賣口不分明之品多ク、紅花荷物年内金子ニ相成不申候様ニ罷成、 一相成、 年毎指障リ迷惑仕候、 畢竟、 以前と違問屋拾四軒之仕業不宜存候、子細ハ紅染屋方江賣渡候紅花直段ハ 商人無手廻故、 百姓共仕付之作物等下值ニ賣拂候故、 商人共損金仕、其上 御年貢上納 金不足

=

である。

との運動の中心目的であった「紅花賣買場所」という機関の設置は、先に柊屋や青柳屋の請願した「京都出店」

高直ニ而、商人方江相渡候売仕切直段ハ甚下直ニ而、多分相違有之由承知仕(エヒ々)

ると言うのである。とのために、羽州最上地方の農民の中に、早急にその改善対策の樹立を要望する声が再び高まっ 産地の農民たちが紅花の安値という形で背負わねばならないという結果を招き、御年貢上納金にも支障を来たしてい 即 商人や荷宰領たちの滞京期間が長期に亘り、その失費を過重ならしめるが、この損失や失費分は、おのずから生 問屋の売買状況が不明朗で、しかも売り値と仕切値に不正があるのみならず、代金の年内精算を後らせるた

等無御座候様御気付御尤ニ候、 諸事之儀、 藤右衛門殿篤と申述遣候(云々)」と、 代表者たちを慰撫激励しているの また、郡中名主惣代として、漆山村の片桐善左衛門と羽入村の植松伝兵衛は、手紙をもって「無申迄候得共、口上誤 問屋立会候ハヽ、売買明白」ということにあった。この請願運動は翌三年まで継続されたが、その間において、さら 立ち上がった。尾花沢及び寒河江各代官所管内の総百姓名代に選出された谷地の久兵衛・儀兵衛の二人が、宝暦二年 に百姓惣代として谷地荒町の石川藤右衛門、楯岡宿の喜兵衛・伊右衛門らが上京して、二人の運動に参加協力した。 の許可請願書を提出するに至ったのである。その目的とする所は「拙者共紅花賣買場所相立、 六月に上京し、京都町奉行所に対して、問屋の不正行為を監視するため、新たな機関として「紅花賣買場所」の設置 れたり、売れ残り荷の返還要求に対する拒否問題などの起きたことが契機となって、遂に村山郡内の公料農民たちが たまたま、宝暦元年(一七五一)秋の京都における紅花相場の下落に際し、問屋と紅染屋間に不正取引きが行なわ 於其場ニ紅屋・荷主・

の

主要生産地にまたがっておったのみならず、有力名主たちまでがその運動を支援するという態勢は、確かに大きな特 設置問題と、その内容において大差はないが、ただその運動に立ち上ったものは、先には進歩的な一部商人に過ぎな かったが、このたびのそれは、直接生産に携わる下層農民たちで、しかもその地域が谷地・楯岡・漆山・羽入という

州御公領御百姓中一統ニ御願有之候ニ付、紅花商人一烈仕、左之通御願申上候意趣」を、箇条毎に要約すると、 翌宝暦三年になると、この農民運動をさらに商人たちが支援して、請願の内容を盛り上げた。彼等の提出した「羽

色であり、注目すべき変化であったと言えよう。

、先年国元から願人が罷り登り「直段之儀於問屋売人買人立会売買仕候得ハ、明白ニ御座候段奉申上候ニ付、 其趣双方汪被仰付御請仕候」が、その後は殆ど守られていない実情なので、「直対之儀願下仕候」

右一札不仕候得ハ金子相渡シ不申」という仕儀は、「全非分之致方ニ奉存候」 「紅花売払仕切状代金請取候節、売先損益有之候而も、少茂申分無之段商人共よ一札ヲ取、金子相渡申候、

三、「拾四軒之問屋、紅花売先キ直段之儀、商人共ニハ一切為相知不申」のみならず、「紅屋名前ハ勿論、売渡 候荷物、荷印莚菰相掛持運、隠物同然之致方」、全く「不得其意奉存侯」

四、登せ荷物返還要求に応じないのみか、その訴訟に際し、「御公儀様江売附書上候直段と、商人共江為聞申候 直段、弐割余高直ニ書上仕候、然ハ売先売生被取候証拠明白ニ御座候」

五、「去ル未ノ秋、問屋共〆紅花紅屋方江売渡候得共、一向商人江ハ其沙汰不仕」、その理由を糺せば「紅屋〆 直段無之故、少も売附不申」という返答であるが、「問屋行事申ニハ、紅屋江三四拾駄ハ売附候」由、 か」る

曖昧な点に関し「御公儀様江問屋共如何様之申訳仕候哉、不得其意奉存候」

的運動にとどまらず、村山全体の問題に発展して来たことを示している。 主要生産地の公領村方では、 ちの手紙とは事変わり、公領の村役たちが公然と運動を認めるに至ったのである。察するに、 衛・権十郎、百姓代市平・七郎兵衛の六人が、奥書調印している。このことは甚だ注目すべき点で、先の代表名主た そのために「紅花売買場所相立、於其場ニ紅屋・荷主・問屋立会候ハ、、売買明白ニ御座候」という意見であった。 定之通問屋共へ相渡シ、売先キ紅花荷物紅花問屋双方売買直段私共江通達仕、附花荷物紅花問屋と立会見せ申度」、 を内容に列記して、奉行所に願書を再び提出した。即ち「此度奉御願上候儀ハ、紅花売買口銭ハ不及申、 現存する史料によれば、この願書には、 在京中の訴願代表の久兵衛・儀兵衛の二人は、三年二月に、産地商人共の京都問屋の不実な行為に対する詰問事項 石川村の場合のように調印した所が多かったもので、単に一部の有力農民や商人の先駆 羽州村山郡高畑御役所附石川村(現寒河江市内)の名主金兵衛、 請願の理由を重視した 商人共

な相 組頭六兵

ということになる。

2 大阪に新問屋設置

売付け次第支払いという三条件になっていた。 交した。その仕法によれば、 という商人と組んで、 で戦術を変え、 「紅花売買場所」の設置運動は、 谷地の久兵衛・長之助、それに漆山の半左衛門等が中心となり、密かに大阪安治川の上年屋万右衛門 同地に別に「最上紅花問屋」の新設を計画し、宝暦五年 蔵敷料及び売口銭は売代銀の六分、前銀利息は月一分三厘ないし一分五厘、 当然問屋側の強硬な反対にあって、早期解決の見通しは立たなか (一七五五) 匹 月にその契約書を取 仕切代金は ~った。

札 之 事

付最上商人衆中江指下シ申侯、勿論、為御登被成侯荷物払方之儀ハ、京都直段之如相応ニ相払可申侯

拙者儀、於当地二最上紅花問屋相立度旨御国許江申遣候所二、早速貴殿方御登被成下及御相談二、商仕法書

定

蔵敷売口銭共 銀高ニ付六分口銭

此外一切掛リ物無御座候

尤仕切表売先名前書付可申候

拙者方を指出可申候

御荷物之儀ハ、大坂着次第代物代金相応ニ内為替可仕候、尤其時之相庭次第御払被成候ハ、、早速仕切代金

前銀利足之儀ハ、正月ゟ九月迄之儀ハ月壱分三厘、十月ゟ極月迄ハ月壱分五厘

宝暦五年

亥四月

右書付仕法之通相違有之候ハ、、何様ニ茂可被仰付候、為其一札仍而如件

大坂安治川富嶋町 上年屋 万右衛門

同州同郡谷地 羽州村山郡漆山 半左衛門殿 兵 衛殿

同州同郡同村

長

之

助殿

これは正に、京都における紅花問屋の特権的市場の分散を画策したもので、大阪問屋と提携して、京都問屋の不法

相成」事情もあるという理由で不許可になった。

れていたので、この計画は不法のものではなかったし、また、京都の紅花問屋仲間には全く無関係の設置であったか 行為を封じようとした有効な対抗手段であった。 「新規に商売に取付候者有之候ハ、、相届候上、勝手次第商売可致候、尤同職より妨申間敷候」という原則が規程さ 元来、享保六年(一七二一)に幕府が示した仲間組合公認法では、

ら、拒否される理由もなかった。

どもあって、村山郡中全体がこの計画を支持したかどうかについては、一概に断ずることは出来ない。しかし、京都 部分の需要地である京都との配給機構の不整備ということ、地方商人と京都商人との長年に亘る取引き関係のことな の問屋側に与えた心理的作戦の効果から見れば、或る程度の成功を納めたものと言えよう。 の成果については、はっきりした史料は残っていない。思うに、輸送の点からすれば若干の問題点があり、また、大 上年屋の仕法は純然たる荷受問屋として成立したものであるから、京都側に大きな脅威を与えたが、上年屋の事業

3 紅花売買場所設置に付再願

との作戦は、さらに追い打ちをかけるように、宝暦七年(一七五七)の春から、

谷地荒町の百姓仁兵衛が総百姓名

意向は慎重で、問屋側の不正売買に関しては、言うが如き「慥成証拠無之」のみならず、にわかに「新問屋御潰シ難 代となって、 に各壱ケ所を設立して、冥加弐千俵ずつを幕府に上納するというものであった。しかし、この計画に対する奉行所の 「紅花売買場所」の設置について再願をはじめる。その内容は初願よりもさらに拡大し、京都及び大阪

い出ている。これは、羽州最上代表との間に結ばれた新契約によるものであろうが、当時仁兵衛は「新問屋拾四軒之 宝暦九年(一七五九)の四月頃から、京都の薬種屋荒木平次郎なるものが、新たに「紅花売買会所」設置の儀を顧

る。両者の密約等を知る史料を欠くが、現存する次の無名の口上書は、恐らくは平次郎が奉行所に提出した願文の草 下置度」と言っている所から見れば、 この休ミ株をもって、 平次郎に会所を設置させようと 計画したものと 思われ 内、数年問屋職相休ミ居候もの御座候間、近頃恐多御儀ニ御座候得共、右休ミ株壱軒御貰ひ被遊、私共方江被仰付被

恐奉願上侯口上

所江為立会、売買無滞明白ニ取引為致度、尤会所世話料売代銀高ゟ三分通取之候様ニ仕度奉願上候、右為御冥加 御当地江諸国ゟ為指登候紅花売買会所、私ニ被為仰付被下度奉願上候、取捌之義ハ売人荷主・買人紅花や双方会 一ケ年ニ金三百両ツ、御上納可仕候、御尋之義有之候ハ、奉申上度候、御慈悲之上被為聞召分、会所御免被成下 ハ、難有可奉存候 以上

卯四月廿七日

御座候得ハ、差支可申筋無御座候様奉存候、前ヶ者直買等仕候節、御用無滞相勤来候御儀ニ御座候」と、その不安を と言い、後者に関しては、「此儀ハ年来之家職ニて、 られたりした。平次郎の計画に対する問屋側の反対の理由は「家業相離」になる不安であり、紅染屋側の申し立ては 徴収する世話料、前銀支払の条件などについて聴取されたり、或は紅染屋行事・問屋行事と共に招致されて対決させ している。即ち、前者については「問屋仲買共肝煎ニ仕候上、駄別歩銀相渡申候得ハ、全家業ニ相離候筋ニてハ無之」 「御召御用等差障」になる心配にあった。平次郎はとれらの不安感に対して次のような条件を、ないしは反論を口述 この平次郎の請願は翌十年の三月まで四回に及んでいるが、その間、会所設置が問屋仲間に与える影響、荷主から 紅花製地絹色品染分、是迄紅染屋共紅花善悪目利仕買請候儀ニ

候様ニ可仕候」と、撰花についての責任を約し、 否定した。それでもなお御召物の染め上げに不安があるならば、 「聊麁略取扱仕候ニてハ無御座」旨を誓言した。 「私手寄ニ目利巧者成者共御座候、 友と目利致させ

べている。また、 点として、会所を京都及び大阪の二ヵ所に設置したい理由に、「連年之内、紅花悪作ニ而駄数無数之年は、 悪作仕候而も西国表ニ而出荷有之候得ハ、両持合取続永ゝ相勤、惣百姓之諸役銭金納等之手繰り宜敷相成候」旨を述 (注京都) 諸雑用まけ仕候儀御座候間、大坂ニ而も売買場所壱軒被為仰付被下置度御願申上候、然ル上ハ、羽州表ニ而 もちろん、平次郎の請願と並行して百姓代表仁兵衛らの運動も続けられた。宝暦十年三月の願書に見える新しい論 間屋の不法手段による利潤収奪の事実を上げると共に、特に最近における荷残りの傾向によって生 右場所

候ニ付、諸色金子之通用能、小物金納等ニ手間無之候処、近年ハ問屋方仕癖之不宜敷ニ、おのずから不捌ニ相成、翌 て最後に問屋の不法行為に対して「猶又其外之証拠聊承知罷在侯得共、至而此儀ハ難申上御義ニ御座侯間、 春夏迄も持越し、一国之金子不足ゆへ、売物下直ニ而、金子之手配り指問(云々)」と訴えていることである。 そし

ずる経済的圧迫の問題に触れ、「先年は九・十月ニハ紅花荷物不残売払罷下リ、其金子ヲ以雑殼たはこ之類商人買入

の間に或る種の馴れ合いが行なわれていることを、言外に指摘しているものであろう。 宝暦七年からはじまった第二回の紅花売買場所の新設に関する請願は、凡そ以上のような経過を辿ったが、

御賢祭御願申上候より外無御座候御事」と、含みの多い一項を加えているのである。恐らくは、

奉行所役人と問屋と

たちが宝暦十年まで何回となく提出した口上書の内容は、凡そ次の数項目に要約することが出来よう。 第一、問屋仲間共、自分ニ買請候儀自今相上メ、紅染屋共紅花入用聞立、 紅花壱駄ニ付銀拾匁ツ、相渡候様仕度奉存候 肝煎せ同様仕度奉存候、 尤会所世話料

第二、世話料之儀、 是迄紅花売代銀高る三歩通取来候ニ付、 前格ヲ以会所御免被為成下候上ハ、 荷主共江対談仕、

無滞様取斗ひ可仕御事

前銀之儀、越前敦賀・大津着仕候上、相好候荷主共江相対仕、無滞様ニ作略可仕候御事

会所売買帳面差出置、紅染や荷主露顕致させ、意論無之不益ニ取斗仕度奉存候御会所売買帳面差出置、紅染や荷主露顕致させ、意論無之不益ニ取斗仕度奉存候御

紅染や目利行届不申儀有之候ハ、、私手寄ニ目利巧者成者共御座候、友〻目利致させ候様ニ可仕候

第六、為冥加と紅花壱駄ニ付米壱俵ツ、之積リニ而、毎年駄数ニ応シ御上納仕度侯

うことであった。そのために、審理は中々進捗せず、請願者に必ずしも有利に展開しなかった。もちろん その 陰 に を勤める紅染家職人たちが、幕府方大奥御用品納入に支障を来たさないかという不安を、どのようにして除くかとい 題となるのは、従来の紅花問屋仲間という公認制度をどのように処置するかということ、もう一点は「御広敷御用」 は、問屋側の奉行所に対する有形無形の策謀が行なわれ、業者に対する強力な圧力が加わっていたことも想定される 以上の設置目的および仕法の内容を審さに検討すれば、奉行所として否定する理由は見出せない筈である。ただ問

4 勘定奉行の審理

のである。

名が総代となって第三回目の訴願を行なった。 紅花荷主百姓たる谷地荒町村の五兵衛、 数年間の史料を欠くので、抗争の経過は詳かでないが、明和に入るとこの運動はより活発化する。即ち、 同大町村の五郎兵衛、 同前小路村の金右衛門および伝蔵(代理人藤蔵)

山形藩主・松平乗佑が、明和元年(一七六四)六月に三河国西尾城に転封となり、山形は公領として会津若松城主・ 従来、この改革運動を展開して来た村々は、 谷地をはじめ総て公領に所属していたことは先にも述べた。たまたま

奉行所の司る処となったのである。 は、その旨を幕府に報告した。その結果、 は第三回の訴願が行なわれていたので、 によって蒙る損害のため、 向の著しいことが判明した。 官は慧眼の人で、着任早々年貢滞納の夥しいことを知り、 松平肥後守に城番を命じ、さらに江戸目付役の松平藤十郎を代官に任じて、 農民の担税能力が低下していることにあることを認めたのである。 原因は言うまでもなく、訴願人がしばしば陳述しているような、 農村経済の復興と、 問題は意外に早く好転の方向をとり、 領内の経済事情を調査の結果、 徴税源の確立のために、 旧領郷村を管知させたのである。 訴願の審理は江戸に移り、 早期解決の必要を感じた前沢 特に紅花生産地帯にその傾 時恰も、 紅花問屋の不法な処置 他の公領内に 直接勘定

どを中心とする一七項、そして最後には、 れた事項は、問屋公認以前の取引方法、公認問屋成立の事情、 実情について意見の聴取を行った。-紅花問屋代表側に対する審問内容は不明であるが、紅屋行事と総代たちに行なわ 下京総代として袋屋作兵衛・玉屋九兵衛の八人を江戸に招喚、 屋勘兵衛・若山屋勘右衛門、 蔵敷ロ銭仕切の方法、直買の利害、輸送中荷物盗難の有無、 勘定奉行役の一色安芸守政沈は、 仲間惣代として松葉屋新助・越後屋角右衛門、下京紅屋行事丸屋徳兵衛・虎屋長兵衛、 紅花直買制度復活の可否、公認問屋存続の可否、問屋増設の可否、 明和元年 (一七六四) 荒木平次郎の紅花売買会所設立願に対する反対の理由な 現在の取引の状況と相場立ての方法、 同月九日と十五日の二回に亘り、 の閨十二月に、 紅花問屋一四軒総代として行事の紙 事件解決の基本的な 和糸吟味の関係 さらに

重要な手がかりとなったので、長文に亘るがその全文を掲げておく必要があろう。 これに対する紅屋代表側の返答は、谷地の商人や農民たちの訴願している問屋制度と取引機構の改革問題の審理 に

今後の勘定所の結論に対する異論の有無についての総括的一項が加えられた一八項目であった。

吟味

御

、紅花取捌之儀已前者如何様ニ致候哉

吟味ニ付、紅花出生之国糸をも作出候ニ付、紅花直買之序ニ糸をも買登せ候故、紅花直買御停止被為仰付候! 此義、三十年以前者奥筋へ手廻り能紅屋共紅花直買ニ罷越候処、如何様之御儀御座候哉不奉存候へ共、和糸御

迚も手廻し悪敷紅屋共者京都問屋ニ而買請候へ共、右奥筋相場を承合候而売買仕候、直買仕候者共も、譬者十 尤夫迄ハ直買之外彼地より差送り、又者代り物代ニ差登せ侯紅花抔、京都手寄之方ニ而買請侯儀御座侯、其節

一、問屋紅屋軒数相定り候義如何致候事ニ候哉

駄潰し候者者四、五駄斗も仕入、残ル所者京都ニ而買請申候

買仕間敷旨紅屋共一札印形奉指上候 京ニ而百四拾八軒有来り候ニ付、御吟味之節銘々名前書付奉差上、右之軒数ニ御定被為遊被下候、其砌紅花直 三軒者已前より問屋ニ而、残ル十軒余ハ仲買ニ而紅花売買仕候ニ付、都合拾四軒御定被為遊候、紅屋共者上下 此儀、三拾年以前へ軒数相定り候儀も無御座候へ共、直買御吟味之砌、紅花商致来候者十四軒御座候内、二、

、行事者家筋有之候而相勤候哉

来候得者、誰相勤候と限り候儀者無御座候、仲間之内ニ而見立候而相勤申候 此儀、五、六人半季宛ニ而相代り候所、右軒数相定候砌より、両人宛二、三年又者勝手ニより五、六年茂相勤

、当時紅花問屋ニ而買請候儀者如何致買請侯哉、相場は問屋より相立候哉、紅屋より相立侯哉 り何程と申候 紅花代銀者銘々勝手ニより二季掛ケ或は現金ニ買請候、何れも問屋紅屋相対ニ而買請候、値段者問屋よ

、和糸御吟味之義は如何様之訳ニ而有之哉

此儀、他商売之事ニ御座候得者委不奉存候へ共、 而相止》申候得共、其訳者不奉存候

京車屋町八幡町ニ而和糸会所相立有之候、

併シ三、四年斗ニ

、和糸会所者誰と申者相立候哉

、問屋より蔵敷口銭仕切等之事如何致候哉 此儀、私共買請候者、紅花五百目入六拾四袋を以壱駄ト相定、値段相対仕、右之割を以代銀相払、 此儀、壱人者加島庄右衛門と申者、右之外三人斗ニ而相勤候様ニ及承候得共、委細之義者不奉存候 取置候得者、蔵敷口銭等之義者不奉存候、尤紅花荷印ハ帳面ニ留置候、口銭之義者銀壱貫目ニ付三十匁ト承リ

代銀請取書

、以前より紅花捌者如何有之哉

、紅花直買致候へ者其方共勝手ニ相成候哉 此義、当時紅染類多捌方宜敷御座侯、併近来諸国より作出し候ニ付、 紅花駄数も多御座候

来候へ共、別ニ私共よりハ遣し不申候、値段ニ籠有之候得者何程と申儀ハ不奉存候

申出候ハハ急度可被為仰付旨被為仰渡候ニ付、其後相願不申候得共、直買者勝手宜敷御座候、 此儀、三十年已前直買御停止被為仰付候处、不勝手ニ付直買候儀相願候得共不相叶、亦々十二、三年以前土屋 尋被為遊候処、右乍御返答直買之儀相願候所、 越前守様京都町御奉行之節、谷地村久兵衛・儀兵衛と申者京都ニ而売場相立度旨相願候ニ付、差支有無之義御 京都御役所へ恐多奉存候ニ付御願不申上候得共、直買者勝手宜御座候 一旦御差留被置候儀相願、 **剩御吟味中相願候段不届、** 於御当地直買之 重而

一、三十年已前と当時紅花相場ハ如何有之哉

此儀、三拾年以前ハ文金御吹替已前之義ニ御座侯、紅花壱駄ニ付凡弐拾五両斗仕侯、当時五拾両斗茂仕侯得共、

Topics of the Control of the Control

年々出来善悪御座侯而高下御座侯

、宝暦九卯年、荒木平次郎と申者紅花売買会所願候所、何之閊有之紅屋共相障候哉

此儀、上々様方御召等紅染申候節、出生不宜紅花ニてハ難相成、依之紅花問屋出生宜敷紅花を相考買置候を、 紅屋へ買請侯義ニ御座侯、平次郎義京都之者ニ御座侯得共、薬種屋ニ而御座侯へハ、紅花目利難相成間違等有

渡し度旨御願申上候、左候得者買口手狭ク相成、末々手閊等茂可有御座奉存、京都御役所江御断奉申上候

之候而者、急御用御間ニ合不申難義仕、且又平次郎相願候者、諸国より出候紅花を一手ニ引受、

問屋紅屋

へ売

、三十年巳前諸国直買之儀如何様ニ致買請侯哉、仕入金抔差遣し侯歟、又者現金ニ買請侯哉

をも買集候義ニ御座候、尤代金者現金ニ買請候、其外国々より作出し候少々宛之紅花京都へ持参仕、或者其地 此義、直買相成候節者、羽州表へ勝手宜敷紅屋共ハ手代等差下し、又者定宿江申遣し、彼地ニ而少々宛之紅花

商ニ参侯而代々物替ニ仕侯、紅花抔も前段申上候通、直買御差留被為仰付侯已来少し茂買請不申侯

一、紅花直買致候而、船中ニ而盗花抔出来申儀無之哉

此儀、右荷物は羽州より坂田へ積出し、上乗・宰領・手板等有之、(曹) 座有間敷と奉存候 船問屋ニ而吟味仕候得者、盗花等之義者御

一、問屋紅屋帳面引合吟味致侫ハハ、紅花値段相知れ可申哉

此儀、 上ト替、太上と替申儀茂御座候得者難相分り奉存候 紅花値段之義、帳面御引合被為遊侯ハハ相分リ可申候へとも、是迄之仕来ニ而、紅花之印譬者大上ヲ天

、五平次山形屋八郎右衛門出入ニ付、紅花入札致候義如何致候事ニ有之哉

454

京都従東御役所紅屋行事共江被為仰付、 仲間之者過半入札仕候

、右紅花如何樣之儀ニ付值段下值ニ入札致候哉

此儀、右紅花善悪有之、妴無之紅花ハ下値ニ入札仕候ニ付、

惣高ニ而者下値ニ相成候、尤新紅花前、

殊ニ六月

下旬ニ而紅花入用ニも無御座候故下値ニ入札仕候

、前段紅花相場者問屋より立候と申候処ニ、何故其方共相場を立入札致候哉 此義、銘々望次第ニ入札仕候義ニ御座候得ハ、買合至候紅花相場ニ準入札仕候

、三拾年已前之通紅花直買致候而も不苦哉、又者是迄之通問屋差被置候而も不苦哉、

又増問屋出来候而も不苦

此儀、右之通被為仰付候而も差支無御座侯、併買口一方ニ相成会所抔出来仕候義御座候而者指問甚難儀仕候 如何様ニ被為仰付候而も其方共申分無之哉

ないが、 商人たちの訴願の重要部面を占める紅花売買会所の新設問題については、飽くまでも不贊成であった。 決の核心に迫るものとして注目される。また、公認問屋制の存置問題と増設問題については、御決定に際して異議は 奉存侯ニ付」、特に御願いを遠慮していたが、実際には「直買者勝手宜御座侯」 と陳述している。 以上を通して、紅屋側の意向を見ると、直買制の復活について「於御当地直買之義相願侯儀者、京都御役所へ恐多 「買口一方ニ相成」る懸念の多い「会所抔出来仕候義御座候而者、指問甚難儀仕候」と、生産地側の農民や との発言は問題解

を提出していたことによる。但し、そこに至る事情は判明しない。宝暦から明和初期にかけての最上商人や生産者の を営んでいた清右衛門が、羽州商人の依頼を受け、京都に一四軒株以外の増問屋株を企て、紅花荷物引請御免の願書 勘定奉行所で問屋増置の可否を糺しているのは、 たまたま、武州葛鹿郡亀有村の者で、 但州播州通船請

通市場に経験的には何等の実力を持たない一部野心的商人に乗ぜられる危険もあって、対抗手段としては何れも成功 京都問屋に対する抵抗は、直接的には改革請願の弛みない展開と、一方においては、こういう上方商人と密かに結託 して、 側面から問屋側の独占的機能を弱めて行こうとした試みであったと思われる。しかし後者の場合は、 紅花の流

5 紅花問屋株仲間の廃止

しなかった。

的には窮地に追い込まれる結果となった。 は既得権擁護のために、極力弁明に努め、 来、紅屋側が不満とする商売手狭の実態などについて、詳細な陳述を求められたようである。これに対して、 ような、 直接関係史料の制約があって明らかに出来ないが、他の間接史料をもって推測するに、第一には、 口銭や蔵敷料取得上の不正の有無、第二には荷受問屋から仕切込問屋への変質の実情、 明和元年十二月に勘定奉行所が問屋側代表に行なった尋問の内容と、それに対する応答の状況は、 問題の打開を計ったが、奉行所を納得させ得るだけの証拠が整わず、 第三には問屋公認以 訴願人が陳述する 問屋側 結論

向守一吉から問屋公認制の撤廃と、紅屋の直買制の復活を申し渡し、両者からはその請書を提出させた。(ほ) 五)五月に問屋制度改革の必要を確認するに至ったので、先の関係者を再度江戸に招致し、七月四日に奉行 勘定奉行所では、紅屋側と間屋側の意見を参照して、最上商人たちの訴願内容を検討の結果、 翌明和二年 〇一七六

奉指上一札之事

羽州紅花荷主共儀、

京都紅花問屋取斗不宜故捌方差支候趣、但州播州通船請負人武州亀有村清右衛門江相願

候

仍御請証文指上申処如件

仕、勿論荷主共儀茂外々紅花作り候者より荷物相渡度由申候分ハ引受之、勝手次第商仕、 之内ニ而奉願侯義ハ難成間、以来問屋名目相止メ、三十ケ年余已前之通、 問屋株被仰付候様仕度と申儀并直売買ニ相成候共、問屋株者御立被置被下候様仕度旨、今般御吟味之上問屋共 処無其儀、一躰不取メ致方、其上問屋極リ有之候てハ、売捌方手狭差支ニ相成候段者歴然ニ付、清右衛門へ増 不申、蔵敷之儀者口銭江込取置候故、是又不認由申上候得共、左候ハバ、右之訳委細認分ケ、仕切書付も可渡 取之候得共、多分問屋共方江買取置候故、右之分者口銭無之候間、従前々仕来ニ而、仕切書付ニロ銭員数相認 成候へ者、勝手ニ罷成由申上候得共、一躰申争ひ無証拠之義者御取用ひ難成、問屋共儀紅屋江売渡候分斗口 も不致、盗荷物等無之取〆宜敷、尤是迄不直成取斗仕侯義無之由申上侯、紅屋共儀ハ巳前之通直売買致侯様相 共儀者三十ケ年余以前者右之通り直売買相成候へとも、享保弐拾卯年間屋十四軒ニ極リ候已来、 門儀於京都増問屋株取立、紅花荷物引請正道ニ取斗候ハバ、外問屋共も自然と籐直ニ可相成趣品々申上、 年者紅屋共も紅花出生之国々江罷越、勝手次第直売買仕候処、問屋相極候已来問屋共不束成捌方ニ付、清右衛 先達而一色安芸守様江清右衛門奉願候二付、 紛敷無之様仕、 荷主共義も我儘之取斗仕間敷旨被仰渡、 右荷主并清右衛門其外問屋紅屋共一同御吟味御座候処、 一同承知奉畏候、 銘々紅花出生之国々へ罷越直々売買 若相背候ハバ御咎可被仰付 都而荷印帳面等巨細 自ラ荷物難渋 問屋 先

明和二酉年七月四日

工艺节生写生

柴村藤三郎御代官所

羽州村山郡谷地

紅花荷主百姓

町一村が

荒

兵 衛 判

五.

前小路村 金 右 衛 門

前小路村伝蔵代 大町村 藤

五 郎 兵 衛 蔵

判 判 判

姓(武洲) 衛 門

清 右

判

京都紅花問屋行事 (住所省略)

紙

屋

勘兵衛

若山屋勘右衛門

(FI) (FI)

仝所紅花問屋

(一二名省略)

全所紅屋百四拾八軒惣代 **仝所紅屋行事**

四名省略 四名省略

以上の判決および御請書提出と同時に、紅屋総代に対して「向後紅屋問屋ケ間敷取捌致候敷、又者問屋抔ト申もの

有之候ハバ、早速可訴出旨」を小野日向守から仰せ渡され、村山郡内公料の商人・農民たちの実に三十年に亘る問屋

制度改革問題に終止符を打ったのである。

貢上納遅延の原因をさぐることにあった。 某年八月の「内状幷御直状」と いう史料に、 当時の 調査結果の概要が載 出羽の公料のうち、特に紅花生産地帯の経済事情を密かに調査方を依頼したことがある。目的はそれらの地帯の御年 が、恐らくとの訴願事件の頃と推定される某年、御勘定御組頭・土山宗次郎が、朝田伴七という入魂の者に、奥州 たのが寒河江・楯岡・高橋など、公料に所在する紅花生産の中心地帯の商人たちであった。確かな年次は不詳である その間、飽くことなく運動の推進力となって来たのは、谷地(河北町)の荷主百姓総代たちで、それを絶えず支援し

っている。

七月迄ニも皆済ニ相成不申候、右之通御年貢翌年迄も相納不申候てハ不済義ニ付、百姓方へ厳敷申付候処、左候 右紅花京都へ差為上、京都ニて相捌候代金を以米買入御年貢納候由、右之仕義故、当年之紅花庭所之御年貢翌年 **貳四五年以来より納方遅ク、依之御上より御催促有之候得共、兎角及延引候ニ付、内密を以国方御尋有之候処、** 土山宗次郎様極密事ニ被仰候ハ、出羽奥州御上御領之内より、紅花一ケ年ニ凡三万両程出申候、 ハハ紅花ニて御納被下置候様願出、則御代官所より右之趣御勘定所へ被申出候義有之候(云々) 右紅花庭所御年

さに棄鉢的な放言をすら述べている実情であった。 側の言分としては、代金支払いが遅れるような場合は、止むを得ず代納として「紅花ニて御納被下置候様」にと、ま

この書状を見れば、村山郡内における上納遅延の問題は、全く問屋側の代金支払仕法に不当性があることで、百姓

は見逃がせない。 う生産地の実態調査や、紅屋仲間の意見は、やがて問屋制度の廃止と、自由取引き制への復活の気運を促進したこと 年限ニ御年貢相納可申義、翌年七月迄も相納り不申侯段、何共不審ニ奉存侯」という意見が強く起きて来た。 「百姓方より直、相調、代金迚も直、百姓方へ相払可申義と奉存、則右金子を以御年貢相納候答之義と奉存、 問題がいよいよ押しつまって来たこの頃になると、正当に対処して行こうとする紅屋仲間の一部の人々の間には、

運動の発祥地で常に指導的役割を果して来た谷地の農民記録に、問屋廃止当時の喜びを、簡単であるが次のように書 たちが、永年に亘って問屋側の不法に反抗し、関係役所にその改革を要求して来た理由も、全くととにあった。

紅花という換金作物の主要な生産地を形成している村山地方で、特に徴税収奪の厳しい公料所属の村々の百姓商人

ALTERNATION OF THE PROPERTY OF

(明和二年

当町(注大町)吉田五郎兵衛、右四人願成就悅帰国仕侯 紅花問屋拾四軒御取上げに罷成、古来之通三拾ケ年前之通、紅花出生之国々江直下り相成候様ニ、紅花荷主相方 小野日向守様より被為仰付、大勢郡中之百姓悦申事ニ候、 当時願人荒町吉田五兵衛、 前小路金右衛門並伝蔵

(日茶三金)

百姓方悉く悦申候、夫故干花買ニ相成下直仕候而、百両ニ三駄位迄、中頭物四十両揚り、凡駄数千駄余 十文々八拾文迄、干上り上物六拾壱弐両、五拾四五両位仕入花揚り、右下り衆有之候ふくミニ而右之直段相立、 く有之、直段高直仕候、五月中京都ゟ紅や問屋中ゟ六七人山形へ下り紅花仕入、依之人気強ク相成、生花直段五 紅花蒔ハ前年より多御座候(中略)当年京都より紅屋並ニ 問屋壱両人山形直買ニ下り申候、 依之百姓方甚気つよ

花の生産と流通史上、大きな画期を迎えたのである。しかし思えば元文以来の長い闘争で漸く目的を貫徹したことは 手広の農民の中には、自ら干花加工を行ない、或は自ら仲買人を使役して干花買いをはじめ、漸次在方荷主に発展し て農村市場を形成し、 最上紅花の生産が干駄を越したのは、過去では宝暦五年(一七五五)の千百駄があるのみであるが、明和以後にな 自由市場制への復活が予想通りの好況をもたらし、千駄以上の生産が普通になった。このために、在方村々の やがては上方の資本とも直接的なつながりを持つ者が多く現われるようになって来て、最上紅

たしかに農民百姓たちの意識の成長であった。

1

旧問屋の紅花荷宿経営

第四節 紅花世話所の仮設承認

14 11

槇久右衛門家蔵史料

「大町念仏講帳」「念仏講年代鑑」

 $\begin{array}{ccc}
6 & 1 \\
1 & 1 \\
10 & 5
\end{array}$

著者蔵史料

槇久右衛門家蔵史料

₹ 13

三井文庫蔵史料、沢田章著「近世紅花問屋の研究」

った。そのために、間もなく破綻を来たすのである。 正取引の排除というととが先行して、不便な遠隔地間流通に必要な、取引き機構の改善に充分な注意が向けられなか に展開されたかというと、必ずしもそうは行かなかった。在郷の生産農民や商人たちの論点は、京都の問屋たちの不 生産地側が漸く闘い取った自由市場の復活は、果して予期したような好結果をもたらし、生産と流通と収益が順調

荷主たちが、市場に送って自由取引きを行なう際には、たとえ荷宰領が附き添うか、或は支配人を京都に駐在させる 集荷するか、産地の荷主と契約。依頼取引を行なう場合には、別に支障はないとしても、 直買い制度、或は相対売買制の復活によって、紅屋自身またはその手代の者共が、京都から直接生産地に出向い そういう関係のない産地 7

にしても、取引きの根拠地の設置、具体的な売買に関する仲介・斡旋業務の依頼、適正相場の見通しなど、流通の過

程において、少なからず円滑を欠いたことは言うまでもない。 そういう不便・欠陥の発生をかねて予知していた旧間屋たちは、仲間制度廃止後間も無い頃から、取引きの世話役

立って取引斡旋を行なうことを主たる内容とする業者である。規定としては、一定の庭敷料や口銭というものはなく、 ての問屋とその性格は殆ど変らないものである。即ち、荷主から送られる荷物を一時預かり、荷主側と紅屋側の間に を勤める「紅花荷宿」という仕事を創始した。それは問屋という名目こそ使用しないが、その仕法から見ると、かつ

と紅屋の両者だけの直接相対交渉を認めないことで、従って、荷宿と紅屋の間の精算仕切内容は全く明らかに示され ないことである。このような巧妙かつ不明確な仕法の下では、再び旧弊のような疑義の発生することは当然である。

その代わりに、売買価格の差額を唯一の収入とするものであった。こゝに大きな問題点として指摘されるのは、荷主

例えば、相場が騰貴して来れば、その時期を見計らって高値に売付け斡旋をしても、仕切には下値の場合に偽作し、

下値の傾向を示せば、それ以前に仲介したものも、安値相場に繰り替えて仕切り、巧妙に利鞘を稼ぎ、荷宿を利用す

る地方荷主に損害を与えるに至った。

旧問屋たちは、

荷主からの委託品の処理については、「先ず問屋方ニ買置候物先江売り、 際にもまた「於京都売レ能(キ)荷物買取、他ハ荷主と問屋と両商売」を行なって暴利を獲得し、さらに一方、 荷宿を経営するかたわら、自由取引制に乗じて、手代らを産地に遣わして集荷に当たったが、 荷主荷物へ直段引合かたき旨申之、

その

滅を期することは中々困難な問題であった。述べきたったような幾多の不正手段は、問屋仲間制の存立していた時か このような不当な企みは、たとえ自由売買制になっても、直接相対売買の実施が困難な隔地取引下においては、

不遣」、売り付け最後に廻して利潤を貧るという、悪埓な手段を弄した。

てからは、その傾向が一段と巧妙かつ顕著に現われて来たのである。生産地の記録によると、明和三年(一七六六) らの常套的なもので、荷主や生産者たちから、従来もしばしば指摘されて来た処であったが、 を握っている者たちの不法策謀によるもので、生産地の人々が漸く獲得した新規取引き方法も、期待した程順調な結 という現象を生んだ。このために、荷主商人の一部には早くも苦境に立たされた者もおった程である。思うに、とう の如きは紅花の生産状況が「近年無覚取申候」という大豊作年であったにも拘らず、その反面「京都着直段相立不申」 いう現象の起きたのは、当時の相場の自然的変動の影響だけではなくして、未だに経済的実力と問屋的経営の実権と 彼等が荷宿に転向し

2 紅花世話所設置計画

果を収めることは出来なかった。

りがなく、 かつて生産地の農民たちによって提唱された「紅花売買場所」という取引機関の特設問題が再燃して来た。 特権問屋が廃止されたことは、 しかし事実はこれに反し、 不当な利潤収奪の面においてはむしろ潜行的に拡大強化し、悪質化して来たとも見られる。このために、 問屋が荷宿に置き替えられたに過ぎず、流通面の実質的な掌握は、旧来と殆ど変わ 表面的には確かに中間の利潤搾取や、取引上の不正を抑止するに効果があった筈で

収入のうちから、幕府に対して毎年百両宛の冥加金を上納すること、生産百姓や業者の希望者には、三拾両壱歩とい 可方を江戸勘定奉行所に請願し たの で ある。仕法条件の主要な点は、売上げ代百両につき口銭三両宛を徴収し、総 生活保証や、紅花の売り急ぎ防止などを目的とする「紅花世話所」というものを京都に設置する計画を立て、 明和七年(一七七〇)の十一月に、高擶村の百姓五兵衛・五平治の両名が、紅花・穀物等下落の際の農民の

う低利資金を前貸融通することなどであった。

く得心印形していることなどから見ると、公料所属の生産地帯では恐らく目立つ反対はなかったものと思われる。 な資本家が介入し、その指導に当たっていたようである。しかも、谷地方面の業者がこの運動を支援し、願書に逸早 発案者両名の地位身分や信用上の実力などについては未だ明らかでないが、この企画には早くから江戸方面の有力 た。このような用意周到な、しかも大がかりな下意上達の調査は、全く異例のことに属する。 に入る準備段階として、村山郡内の公料及び預り所の各代官・管治者に命じ、各村全名主に忌憚のない意見を徴させ 止後急速に発展した農村の新興勢力に対しても、安易な考えで解決を図ることは危険であると察した奉行所は、審理 占化の傾向に陥り易い性格を持つ世話所を、例え裏面的な工作があったにせよ、農民自体から持ち出されたことにつ された強い要望によるものであった。しかるに、それから僅か数年後に、性格的には再び問屋が生んだ弊害、 いては、奉行所としても、その取扱いや可否の決定に慎重にならざるを得なかった。過去の事情のみならず、問屋廃 公認の問屋制から自由売買制への転換は、独占化から生ずる弊害を除去する目的をもって、農民・商人たちから出 即ち独

対意見を述べたものが実に七八ケ村に及んだ。長瀞代官所管内の村々も、殆ど反対の意向を卒直に示している。 提出された。結果は意外にも予想を裏切り、柴橋代官所管内の場合は、紅花不生産地たる白岩山内及び左沢山内の三 調査は明和八年(一七七一)に行なわれ、それに対する各村々からの詳細な返答書は、翌九年一月以降代官所毎に 利安金の借入れを目的として、「設置不苦」と賛成したのが僅かに一八ケ村、 それに対し、強硬な反

方不勝手之筋と奉存候ニ付、世話所相建候儀、私共村々百姓共望無御座候(下略) さへ前書之通取計ひ候由、況や壱軒相建候而ハ、猶又右ニ準し、商方手狭ニ相成可申と奉存候、左候得ハ、百姓 (省) 此度顧ニは世話所と申立、 売買ニは不相抱候旨申上候得共、右問屋同様之儀と奉存候、

はゞ見届印形可致旨申之、勿論、髙櫤村・谷地荒町村其外村々得心印形致相見へ、右議定書見届候所、 ついては「去々寅十一月ゟ去卯春まで、五平治・左五兵衛別紙写ニ差出候議定書持参、村々江相廻リ、(頭をじ) 相成侯儀無之侯ニ付、印形仕侯儀ニ御座侯」と述べ、判断の甘さを改めて、反対の意志を表明している。 これらの村々の中には、五平治等が計画した初回の議定書に調印済みになっている村も多かったが、 差而 当時の事情に 此儀承 相障リニ

提出された反対意見書の内容について奉行所が審査の結果、その前提をなす理由が、将来旧問屋の轍を踏むことに

生産者たちの被る弊害を明らかにし、反対の意向をいさゝかも変えなかった。次にその論点の概要を見よう。 なるであろうという不安感に過ぎず、やゝ薄弱の嫌いがあるとなし、最も強固な態度に出た柴橋代官所支配下の村々 に対し、再調査を行なった。この返答書が二月に提出されたが、その内容は前回の返答書に比較して、より具体的に

る道理で、結局は口銭は生産者の負担となり、手取金がそれだけ減少すると言うのである。 ては「商人共当地ニ而紅華相整候砌、夫丈ケ之掛リを見込買調申儀ニ付、百姓手元江紅華買値段夫丈ケ下直ニ罷成」 その第一点は、設立計画者が示している所の、売上代金百両につき口銭三両宛徴収するという問題で、これに対し

形、下郷ニ而 内ハ在々所々ニ而不存寄日用銭取入、夏納之御年貢金上納仕、夫食之足りニも仕来」ったのである。 ニ落着旅宿仕罷有、 第二点は、かつての問屋制時代は「京都ゟ直買之旅人一向下リ不申、最上ニて紅花売買之儀ハ、当国上郷ニ而 ハ天童・谷地ニて斗水花売買仕、在々村方不勝手」になったが、問屋廃止後は「京都直買之旅人共山形 在々所々ニ而五駄七駄宛注文干花仕候ニ付、紅花売買之外手間取日用者之女童部之類迄、 しかるに、この Ш

明和期以降最上紅花の生産が急速に上昇し、在方市場が活気を呈して来たのは、 自由市場が復活したことに

たびの紅花売買世話所設置のことが許可になれば、この世話所もやがては独占化の傾向を生じ、問屋制時代の不勝手

不便を再現するようになる懼れが多いことを強調している。

格別手早勝手宜御座候ニ付、 自然と仲買商人多ク罷成、 相調申候処、近年京都ゟ直買之旅入共年々罷下リ候ニ付、 起因しており、この点について名主たちも「当国ニ而ハ、仲賈商人共義、先年ハ最初よ京都迄為差登候心懸ヲ以紅花 百姓手元村とニ而生花勢リかへ(糶買)のやうニ罷成、 当地ニ而右直買之旅人共江相払候積りを以干華仕、 捌方も

旅人下り候儀、郡中甚勝手ニ罷成候」と附言しているのである。

申上と奉存候」と、私領側に対する意向調査方を希望している。 慮せずに、江戸奉行所に直接訴願することを憚かったためでもあろうが、公料側農民の主張を決定づけるためには、 二相成、甚不勝手之節御座候旨申之、難儀存罷有候段風聞ニ御座候間、是等之村々江御尋被遊候ハ、、不勝手之筋可 村同様紅花 多分作立候場所ハ御私領村・御座候処、 右世話所相建申候而ハ拾四軒問屋有之之時節之通、紅花商手狭 私領側農民の賛否を明確にする必要があった。公料名主たちは返答書においてこの点に触れ、「当郡之内、拙者共村 の場合と同じように、私領側の動きは殆ど見られなかった。もちろん、これは行政管轄の相違から、藩庁の意向を考 世話所設置によって受ける影響は、公私領の別なく、村山郡中紅花生産地の総百姓の問題であるが、問屋廃止

対した。最後に、若し仮りに今後において設立に賛成するような村々が生じた場合には、賛否の両者を江戸に招致し て、対決させて戴きたいと硬い決意の程を示して、返答書を結んでいる。 障リ候様ニ而、甚恐入」る次第ではあるが、「右世話所相建候而ハ、 郡中困窮之基イ顕然ニ奉存候間、 御慈悲之御勘弁を以、是迄之通直売買相対次第ニ被成被下置度」旨を極力返答に及び、飽くまでも設置に反 乍恐此段聞召

再吟味に対しては、以上のように反対理由を詳述したが、その結論としては「冥加金差上、御益申上侯願之筋江相

対村々惣代名主として、紅花生産の中心地帯たる長瀞代官所附長瀞村の伝三郎、 斯くして江戸奉行所でこの問題を審理中、如何なる事情が発生したものか、翌安永元年 橋山村の久右衛門、柴橋代官所附蔵 (明和九年) の七月に、反

之者、何れニも可相願(云々)」と、 様共不被仰付已前、 増村の忠三郎、 長崎村の孫左衛門、 彼是難渋申候儀者、見越シ候了簡ニ而、 山家村の三右衛門の五名が俄かに江戸に招致され、 反対訴願の筋は総て却下された形となったのである。 御取用難被遊侯間、一旦ハ御請仕、 「縦何程申立候而も、 其上ニも困窮之筋有 未如

何

3 紅花世話所仮設の承認

有之儀、夫丈百姓方勝手ニ可相成」と尤もらしく単純な判断をするのである。 理解の仕方が単純で、「商道之儀ハ、手を越侯程百姓不残之筋、依之、 商人共江不売渡、 此度紅花世話所被仰付候は 商人江売渡シ、商人共京都江為差上」るというように、生産過程や流通機構の極く一般的な仕法に対してすら、その 言ってもよい。審理中における問題の受け止め方や解釈等を見ても、「紅花買売之儀、 生花ニ而、 其日ニ百姓手元ゟ 戸奉行所役人たちは、紅花生産の技術的な過程や売買仕法上に起きる細部の点などについては、殆ど無知であったと この申渡は、仮りに改定の余裕を含むものであっても、真に農民層の声を理解しての処置とは言い得なかった。江 村々申合、一村限リニ茂、百姓方ゟ直、京都江為差登、世話所江差出候ハ、、利分も可

製造の特殊工程を次のように説明し、さらに農民の直登せの不可能な理由を力説した。 大な問題なので、出府中の代表者たちは国元と往復して、その対策と農民の意見の統一に努力した。その結果、干花 この考え方からすれば、中間における利潤搾取を除くために、生産農民と紅花売買世話所と直結させることによっ 地方集荷商人の如き機構も不要になるという結論になる。これは生産地における干花製造及び製品の取引き上重

違ひ、素人ニ而手馴不申義、其上羽之義遠国ニ而海上も有之候得ハ、自然難船等有之節ハ、行当差支可申と難義 中買之者共水花買取候而も、尚又干花致候者江売渡候義ニ而、甚功者不功者有之義ニ付、百姓直登之義ハ商人と 干紅花之義、年来致馴不申候而ハ出来不申、又は其村水不宜村方ニ而ハ干花難相成候ニ付、先年よ、百姓手元よ ニ奉存候、商人共之義ハ、登り下り商物見込も有之義、百姓之義は、紅花一色之事ニ御座候得は、旁以百姓直ニ

理に際して、惣代人たちは、条件を附して次のように受諾せざるを得なかった。(6) この申し立ては何等の粉飾も偽証もない正真正銘の所であるが、奉行所の諒解を得ることが出来ず、七月八月の審

為差登候義は、不相成義ニ奉存候

百姓共取続候様御勘弁之上、仰被為付被置候様奉願上候 上納等之差障リニも相成候砌ハ、世話所御免御訴訟奉申上候間、 右世話所之儀、壱ケ年季ニ被仰付被下置度奉願上候、然ル上は、若右年季之内百姓共勝手ニ相成不申、御年貢御 何卒格別之以御慈悲、此段御聞済被成下、

間もなく展開される諸般の状勢から判断すれば、仮りに設置の許可があって業務を開始したとしても、農民や商人た とすれば、その後どのような功罪が生じたものか、現在の所、それらを徴すべき史料に欠けている。しかし、 即ち一ケ年間の試設という条件で承諾した形になったが、奉行所はこれを容認したものかどうか、若し設置された その後

ちの継続設置反対のために、案外短期で廃止されたものであろう。

4 旧問屋系商人の策謀

た。しかし、左五兵衛等の先の企てに対すると同様の趣旨で一般的に拒否の空気が強く、遂にとの計画は成立しなか 計画に加担合流したので、同月中に大黒屋伊右衛門が願書を持参して最上に下り、郡内公料の村々の連判 を 要 望 が後盾となって、新たな方式による勢力挽回を画策したものであろうと見られる。左五兵衛 ・ 五平治の 両名 もこの 屋伊右衛門なるものが相語らい、 京都に紅花世話所を建て、「奥羽両国之紅花引請、 願人共者売買ニ不拘売捌方世話 商人のあったことに注目しなければならない。即ち、明和八年十二月に下総国岩井町の忠右衛門、江戸本石町の大黒 動を開始した状況は前述の通りであるが、その背後に在ってこの運動を支え、旧問屋の勢力挽回を策謀していた京都 明和七年(一七七〇)の十一月から高檣村の左五兵衛および五平治が郡中総代と称して、紅花売買世話所設置の運 金百両ニ付金三両宛ロ銭取之、右之内冥加金上納いたし度旨を公儀に出願している。これは、恐らくは旧問屋共

第五章 中買之者拾人程相立置、荷物着次第荷主紅屋并中買為立会、紅屋并中買江入札為致、高値之方江為売払候積リ」とい 差延遣し、又ハ二三ケ月指延候得者、夫丈ケ之利足為指出候積」と、仲買人をして資金調達の役目をも果たさせよう 志ほり等いたし候者江売渡」す業務であることを強調し、さらに「紅屋共之内身上不如意之者江者、中買より金子之 うのである。仲買組織をつくる理由については、「紅屋共買請候紅花者宜分斗ニ付、相残候分薬種屋又者 大坂表 に前者同様の願書を提出した。然しその仕法は前者とやや異なり、「於京都紅花荷物之分売場相立、 送状を以引請、 世話もいたし為買取、紅屋共より代金即日之取引ニいたし候積リニ候得共、金子手廻リ兼候者有之候ハハ、少ェ宛者 次いで、翌明和九年二月に、紅染屋仲間の一人たる京都今出川通室町西へ入町居住の紅屋久左衛門が、江戸奉行所

とするものであった。なお、口銭徴収の規定は、紅花代銀壱貫目に付き三拾目宛、売主・買主双方から払わせ、

引きの分に対してもこれに準ずるとしているが、これは旧問屋時代の仕法と全く同じである。

それが窺われる。仲買人拾人程を専任するという仕法も、或は旧問屋仲間をもってこれに当てるという密約が出来て の計画でなかったかとも思われる。 画については、旧問屋の策謀に乗ったものと推量される。仕法の大部分が旧問屋時代の仕法を踏襲していることでも 優良紅花の撰方については、旧問屋筋の業者と談合もついているという両者の特殊関係から察するに、世話所設置計 久左衛門は宝暦十二年(一七六三)以来江戸大奥の御広敷御用を免許されて来た有力紅染屋で、そのために必要な

伝えたが、もちろん反対の意向を答申した。しかし、その反対理由が甚だ明確を欠く点があったから、三月二日に再 相願侯旨、其方共差障有無」の調査を命じた。奉行所では二月二十七日に上下京紅屋仲間行事四名を呼んでその旨を との願書を受けた江戸奉行所では、直ちに京都東町奉行所に対して、紅染屋共を対象に「紅屋久左衛門於江戸表ニ

主・紅屋・仲買三者立会による入札制では、「紅花元値段先々素人迄へ自然と相知レ候而者渡世難致」いこと、 び行事等を召喚して、不明の点五ケ条を示し、その具体的な返答を求めた。 に売れ残る不良花処理に仲買が必要であるというが、「強テ宜敷紅花斗ニ而紅染仕候ニても無御座候、 人程専任しようとする仲買人について「如何躰之者仲買仕候義哉、気質も不存候者」では不安であること、第三に荷 それに対する返答の主なものは、第一に世話所が将来「会所之様ニ相成侯而者第一之指支」になること、 御絹ニ染付宜敷様ニ仕候」ものにつき、悪花のみ残ることは有り得ないこと、第五に代金差延べおよ 善悪紅花取合 第四

び利金のことについては、従来金子手廻り兼ねる場合には、「延買相対」が慣例で、

しかも無利足である。

に「双方持合ニ而渡世仕候者多ク御座候間、右躰ニ相定候得者、一向潰れ紅屋多御座候而、差向難儀仕候」結果を招

あるということ等である。 くに至ること、第六に銘々から口銭として別に徴収することは、紅染屋の経営を圧迫することになるので甚だ迷惑で

問屋に対して、 何等の意見徴取が行なわれなかったのみならず、 難渋を訴える紅染屋に対しては 「紅屋共多人 数之 共甚不埓候、此上無謂勝手儘成儀答書指出候ハハ、品ニ寄申付方可有之候、仲間多人数之事ニ候得者、勝手儘斗申立 当候」と拒否し、同月二十三日に三たび紅染屋行事を招き、返答事項に反駁した上、「御益申立候願ニ、 指障リ候儀 奉行所との間に、余程緊密な黙約が結ばれていた結果によるものであろう。さればこそ、当時荷宿を経営していた旧 故にとのような強硬な態度に出たのかは大いに疑問とする所であるが、思うに、旧問屋に支えられた紅屋久左衛門と 候者共粗可有之趣ニも相聞候、左候ハハ、其者共名前を以可申出候、人別ニ呼出可遂吟味候」という厳重な態度を示 した。紅花売買世話所一ケ所を新設するという問題について、紅染屋が挙って反対しているのに、江戸の奉行所が何 奉行所ではとの返答に満足せず、むしろ、「同職之内、 此度紅屋久左衛門相願侯事ニ侯得者、 申立候趣キ一向不相 紅染屋仲間はこれに対してなおも抵抗するのであるが、四月十五日に提出した最後の返答書では、 纔ニ一両軒難渋之者有之迚、残ル者共迄も同様難義之旨申立候段不都合之申立」とまで極言するのである。 この際、止むを

出候御書付之趣ハ御請可奉申上候得共、指当リ難義ニ候得者、近頃恐多奉存候得共、何卒売場所二ケ所ニ被為仰 是迄数ケ条之御答書奉指上候御儀ニ御座候、 難渋之儀共御座候間、 (前略) 愚盲之私共ニ御座候得者、 御益等指障リ丼対御役所へ不埓之儀ニ相成候儀も不顧、歴然難儀之事故一統相歎候ニ付、 右売場所一ケ所ニ相成、高歩之口銭指出候て者、 然処、 何れも対御役所へ不敬之至ニ御座候旨奉恐驚候、此儀被為仰 歴然一統潰ニ相成、

得ず売買場所の新設は御請けするが、高歩の口銭を低滅し、売買場所は二ケ所に設置するよう次のように提案した。第

471

付 而、右二ケ所之内一ケ所者私共仲間江被為仰付被下候ハハ難有奉存候、左候ハハ私共よりも相応之御益等も指上 ケ候而相務申候得者、一統相続可仕儀と奉存候間、此段御許容被成下候ハハ難有奉存候、何分、 一ケ所売所ニ相成候てハ、最初奉申上候御用染物等ニも相障幷歴然私共一統潰ニ相成申候間、此段被為聞召分、 口銭之儀者先達而も奉書載候通、高歩之口銭指出候てハ相互ニ不相続之儀ニ候得者、双方より壱歩宛取之候 高歩口銭指出、

御慈悲之上何分被仰付被下候ハハ難有可奉存候

以上

引いては大奥御用染物に影響することを恐れたことであったが、その外に、紅屋久左衛門の裏切り行為に対する強い 反感のあったことは見逃がせない。久左衛門は前記のように御広敷御用達商人であったが、紅染屋仲間の一人でもあ ったから、返答書の中においても「右久左衛門ハ仲間之者ニて御座候得は、一統難儀筋者兼而呑込居候儀ニ御座候」 紅染屋仲間が役所の説得に対して最後まで譲らなかった原因は、言うが如く、紅染業の盛衰に関することであり、

と、彼の非道な企てを憎んでいたことで、紅染屋仲間の盛衰に拘わる大切な一戦であったと言える。 さらに紅染屋仲間は「何卒久左衛門儀御呼登せ被下候ハハ、久左衛門へ応対仕度」と対決の構えを示しているが、

次の時代で、久左衛門が如何なる手段を講じていたかは凡そ想像の出来ること、奉行所が高圧的に久左衛門の願意を 久左衛門は江戸に下ったまゝ滞留して、関係役所に対する裏面工作を続けていた。当時の幕政はまさに田沼意 久左衛門の大奥に対する行政手腕にあった。しかし対決を迫られ、その上、紅染屋仲間に

願意は遂に実現することなく終わったのである。 も直接経営の売買場所の新設を要求されては、奉行所はそれを拒否する理由が立たなかった。その結果、久左衛門の

通させようとする所以も、

と言っているが、この点には多少の疑問が残る。

5 定問屋制復活運動

所に願い出ている。(デ) 総屋金兵衛を加印者とした五名の者が、明和八年九月に「三か津之ニ而諸売物定問屋無之所、紅花斗ニ而、金高ニ成(゚゚゚) 江戸表に定宿一軒、出羽奥筋に会所一軒を設置して、紅花の流通売買に便宜を与えようとする計画の許可を江戸奉行 候品物売捌世話人無之、立会売散シニ罷成候、双方甚難渋」ということを理由にして、京都に宿一○軒、大会所一軒、 忠兵衛と江戸麹町の宗兵衛が願人、江戸深川のたい屋五郎左衛門と同長堀町の中村屋忠蔵を金主とし、 和八年前後の世話所設置運動が激しかった頃、注目すべきもう一つの異質な運動が行なわれていた。 京都七条 米沢萩村

三〇〇両上納のことを書き上げた。この新規計画については「出羽国御領主様御添簡並百姓銘判等則相添奉願上候」 津および城州伏見の船問屋・陸問屋で相改め、口銭の二重を防ぐこと、最後には年この受益金と口銭の内から冥加金 飛脚に渡し、京都・江戸における売り払いに際しては、荷主立会の下に差引きを明白にすること、登せ荷物は江州大 その定法としては、第一に、百姓商人が諸懸り金を必要とする時は荷物内金の利安貸付け、駄賃は定法を以て三度

受けることは割合に少なかったから、表立ってこういう運動を盛り上げようとはしなかったものと思われる。 山形の大荷主たちは京都の紅花市場を堅い信用をもって掌握しているので、流通機構の改変によって経済的に影響を 候処、山形之者共連印も不相見候ニ付、是迄御評義も無之」という理由をもってしばらく放置の状態にあった。事実、 形の商人たちが殆ど無関心で、従来の運動にも加盟しなかったことが、運動を弱体化させた主因の一つであるが、

この願書に対する奉行所の態度としては、「只今迄右躰之願所こゟ差出候処、 最上山形ハ紅花根元之様ニ被及聞召

姓は明らかでないが、「御百姓並商人迄渡世取続之ためニも可罷成」重大な問題ならばと、次のような別紙を添えて、 明和八年十月十七日に、山形藩の会所宛に願連印加入許可を願い出た。との別紙に記載された内容は、特に重要な考 山形地蔵町の小三郎なるものが、飛脚宿三川屋太郎兵衛を通じて、代表加名調印を求められたのである。小三郎の素 奉行所から、との山形商人の不参加を指摘されて、運動が停滞していた時、たまたま飛脚用務で江戸に登っていた

別紙を以奉申上候御事

(利安金貸付の事―省略)

え方を示しているので、次にその一部を掲げよう。

京都之者共罷下り直仕入仕候内、其節之商人紅花為差登、利運仕候事も相成間敷与奉存候、古来駄数多仕入仕 古来之ことく於京都紅花定問屋相建候得ハ、紅屋共直仕入ニ罷下り候事も自然与相止可申と乍恐奉存候、右

之相場を能存、其上、山形表ニて元直段ヲも細ニ存罷登候故、最上奥筋之商人年毎ニ損失仕、只今ニてハ一切 相止居候族も御座候、猶又、御役銀駄賃等之損益ヲ考、川筋通或ハ在こへ罷出、生花干花相調、 候者も仕入を減、又ハ一切相止罷在候者も数多相見得申候、其故ハ、京都之者共罷下り永々最上表ニ紅花日々

直を酒田表へ

御郡中御百姓商人甚勝手ニ罷成候義と乍恐奉存候、以御慈悲於江戸表連印之者共ニ被相願候通、 積下リ候故、山形へ入込候駄数年増不足ニ罷成、御当地之賑も薄く罷成、紅花渡世之者も甚難義至極之筋ニ奉 右願成就仕、古来之ことく京都ニ定問屋相建、 直仕入共相止候得ハ、自然与紅花之直段も年増ニ引直、 私儀も願連印

明和八卯年十月十七日

相加リ申様ニ被仰付被下置候ハ、、難有仕合可奉存候

以上

TO STATE TO STATE OF THE PROPERTY OF THE STATE OF THE STA

連印者の身分が明らかでないから窺い知ることは出来ないが、これは確かに一面の傾向を言い当てているもので

あろう。 は、

右之通当町小三郎奉願上候間加印仕差上申候

以上

御 会 所

以上の内容から見ると、

検 断 슾 田

同

町

組 頭 地蔵町願主

小

Ξ

郎

利 兵

衛

うにすることが必要であると考えたことである。 紅花商人が莫大の損失を蒙るようになったこと、もう一つは、京都紅花商人の手代たちが、 生じつつあるということにあった。これを防ぐには「古来のごとく、京都ニ定問屋相建、 に直接進出して直買いをなし、自分の手で酒田に荷送りする場合が多くなったゝめに、山形の市況が衰微する恐れが 取引きにより、産地における紅花の元値が明からさまになり易く、ために、京都の相場が下落の傾向を示して、最上 この運動のかげに、京都の旧問屋の勢力が介入していた かどう か 直仕入共相止(メ) 川筋通りや在々の生産地 候」よ

廃止以前の、定問屋の再興を目的としたものであった。こういう考え方の根底をなすものは、

この新しい動きは紅花売買世話所設置運動などとは全く異なり、

明和二年の紅花問屋名目

問屋名目廃止後の自由

第五章 は 特に山形町内の紅花荷主全員に、この運動に参加を求める程の力にはなり得なかったらしい。第一、彼等が理由に上 小三郎の願書には同町の組頭利兵衛と、 会所においては大した異議もなかったことで、或は黙認か許可が出たのではないかと思われるが、藩内の商人、 同検断会田久七も奥書していることでもあるから、 小三郎加印に

げているような、問屋仲間廃止に伴なう被害はそれ程大きなものではなかった。十日町や七日町の紅花市の如きは、 むしろ新興

商人進出の機会を与えたのである。まして、生産地でもない米沢萩村の忠兵衛ごときの計画に乗ぜられて、既に都市 取引きの自由化によって確かに衰微の道を辿ったが、それによって、経済的な混乱が生じた訳でもなく、

商人として経済的勢力を確立した山形の荷主たちが、京都の取引先にも影響する運動の渦中に入り込むことは容易に

しなかったことは前の場合と同様である。

るが、確かにそれもあろう。しかし、奉行所としてさらに重要な点は、紅花問屋仲間廃止を命じて以来、まだ数年を 彼等一味の者は、 奉行所が顧意の審理判定を延期しているのは、山形商人の不参加を重要な理由の一つに言ってい

経たゞけで、旧制復活を認容するという、幕庁としての朝令暮改の無定見さを謹まなければならないという良心であ

ったろう。山形商人不参加云々のことを問題としたのは、むしろ一種の名目的理由に過ぎなかったのであろう。かく

この請願の結末は不明瞭のままに終わったが、その後も再燃はしなかったようである。

1 $\binom{2}{2} \sim \binom{3}{3}$ 文部省史料館蔵「山口家文書」 柴田秀夫家蔵「大町念仏講帳」

5 $\widehat{4}$ 前出「山口家文書」、「東村山郡史」 東村山郡史」

6

「東村山郡史」

7 11 (12) \ \(\)10 山形市史編集資料第一七号 三井文庫蔵文書、 沢田章著「近世紅花問屋の研究」

476

第五節 紅花会所開設計画の運

紅花会所設置計画

1

困難を招くに至った。 が滞ったりして、荷主側の滞京期間が長期に亘る場合が多く、それらの損失ないしは失費が予想外にかさみ、経済的 荷宿を利用すれば、取引事情の不案内によって思わざる支障が生じ、時には大量の残品が出たり、或は代金の支払い れまで述べて来たように、紅花売買世話所に類するものの設置は、かつての独占権を再発する危険性を含んでおり、 流通過程における仲介的役割を果たす何等かの組織を必要とすることは、遠隔生産地側でも認める所であるが、こ

出府歎願にはじまるが、郡中の一般の意向としては、 未だに 「世話所壱軒ニ而ハ 手狭く相成可申哉」 との不安が強 題が抬頭して来る。その最初の運動は、天明九年―寛政元年(一七八九)頃の寒河江・漆山代官所管内の商人たちの 運動としては発展を見ずに終わった。しかしこれは、次に間もなく迎える新しい段階への出発点となった。

こういう傾向がますます深刻化して来た天明の末から寛政期に入ると、その対策として再び紅花売買世話所設置問

というものを柴橋代官所に提出し、江戸奉行所に請願するための添翰の交附方を願い出た。これには白岩の名主右蔵 江戸南伝馬町大黒屋九左衛門および同本銀町の日野屋庄兵衛なる者と相計って「国益ニ付紅花会所取立願」

ち、それから四年後の寛政四年(一七九二)十月に至って、柴橋代官・池田仙九郎支配下にある白岩村の商人次

Programme Control of the Control of

乍恐以書付奉願上候

国益二付紅花会所取立願

池田仙九郎御代官所

百姓

羽州村山郡白岩村 願人 次 兵

村、御糺御座候処、世話所壱軒ニ而者手狭く相成可申哉之旨申上同意不仕候、併売買之儀者自在ニ為致、手暗儀 者共出府仕奉願候処、両郡中ニ茂限申間敷旨御吟味有之、則御支配様ゟ柴橋柏倉両御陣屋江御掛合被下置候間、 以被相頼候得共、 之、既ニ明和七寅年御料御三分様御支配之内村。よ、紅花世話所相立候様致度段奉願上度旨ニ而、議定書連印を 荷物捌方有之、手広く取締有之、第一百姓方潤ひニ相成候手段可有之哉与咄合仕候処、此儀ハ先年奉願候儀も有 伝馬町弐丁目治兵衛店大黒屋九左衛門と申もの、京都并上方勝手筋之ものニ而、私義年来懇意合ニ付、当国紅花 狭ニ相成、 上納之間ニ合兼、必至与差詰り、無是非捨売同前ニ仕、或ハ高利之金子を借、間を合せ候様成行年と荷物捌方手 話を以売捌、不案内ニ売渡侯事故、代金相滞又ハ捌兼帰国茂延引仕候得ハ、多分之雑用相掛り、其内御年貢金御 屋共不埓之取斗仕不残御取放ニ罷成、夫より取締候世話人と申茂無之間、当時ニ而ハ旅篭屋江着仕、右宿屋之世 右荷物問屋ニ而売捌、且売兼候節ハ其荷物相応之引当金相渡呉候ニ付、国中金銭通用能弁理ニ御座候処、其後問 右者当国村山郡一円より作出し候紅花之儀、往古より京都江為差登売捌来候処、先年同所ニ間屋拾四軒有之節ハ 百姓方迄一統不益ニ而、自然与相痛候趣国中之取沙汰ニ付、先年ゟ当国江入込紅花買出し仕候江戸南 御三分様御支配村で一円之筋ニ茂無之ニ付、強而不奉願候処、又候去ル酉年寒河江附漆山附之

門江掛合頼候処得心仕候、依之郡中申合、 紅花世話会所壱軒京都江相建、 荷主と買入直相対ニ 仕候得ハ、 花作り出し等相進ミ候義眼前ニ付、先年之議定書江此度大小百姓小作商人迄勝手ニ可相成仕法書取調、 承知仕候、依之得与勘弁仕候処、敢而障之筋も相聞不申、真ニ国益、金銭融通之基ニ而、小百姓迄も相潤ひ、紅 郡之内益不益と両様ニ相成侯儀、不得其意之旨御理解被仰聞候条、右願書御願下ケ帰村仕候義之由九左衛門申聞 も為無之、会所を建置候義ニ御座候得ハ、聊以差支之筋無之弁利ニ候間、外、江不相構両郡中ニ而奉願上候処、 旁以国益有之、郡中一統安心仕候間、 儀御座候共、御公儀様江奉願上候而ハ、遠国之儀間ニ合兼候故、右囲米を以飢難を相凌候ハ、広大之助ケニ相成、 下直之時分見斗ひ相求メ、右穀数之儀者郡中身元慥成者江預置候共、又者御陣屋元江郷蔵同前ニ建置候而囲置候 商向ニ不相拘、荷主買人直相対ニ取引為致、口銭之儀者是迄仕来之通、売方ゟ金百両ニ付三両ツ、取集侯金高之 米金納差支無之上納相成候ニ付、前書之通相頼置候、右九左衛門幷江戸本銀町四丁目善兵衛店庄兵衛、 付候得共、其日々々之相続ニ斗相抱り居侯ニ付、貯方手薄く難義至極仕候、併右紅花捌方宜敷御座候得ハ、御年貢 ゟ入米不通用之国柄ニ付、 立所ニ餓死仕候ゟ外無御座、 尤申年 (天明八年) 格別之御賢慮御慈悲を以囲方被為仰 御皆済差支候ニ付、不納潰百姓夥敷出来仕、御不益之御儀と乍恐奉存候、此上凶作仕危急之難義御座候共、 儀も無之候間、右之趣ニ仕度奉願上候、 尤去ル卯年 (天明三年) 以来凶作ニ而 、 万一御料所村、御年貢上納方差支候之節ハ、右世話所引請人方ゟ紅花引当安利を以金子貸附呉候之様ニ及相談: | 御懸合御座候処、 御下知次第二仕、右囲米拾ケ年も相立候ハ、、 凡三千石余ニも 相嵩可申、 金百五拾両惣郡中江刎取、御料所村、江年、為差出、右金子年、御役所江御伺申上、蒙御差図、新穀出来秋 尾花沢、寒河江、 右御願として江戸表江御指出被下候様柴橋御役所へ奉願候ニ付、 漆山御役所附郡中村と御糺之上、差障リ無之段被仰渡候、 郡中一統衰微困窮仕、 右之趣ニ御座候得ハ、縦飢難之 依之御当地ニ罷 右両人江 右九左衛 外御分様 手暗 他国 同

在候右大黒屋九左衛門、日野屋庄兵衛御召出、仕法書之通諸向取極、紅花世話会所取立候様、被為仰付被下置候

ハ、莫大之御慈悲、国中之御救ト難有仕合奉存候 以上

寛政四年子十二月

御奉 行所様

羽州 村山郡白岩村 百姓池田仙九郎御代官所

印

名主

右蔵

EII

は未だに癒えず、御年貢米皆済にも差支え、不納潰百姓が夥しく生じ、「郡中一統衰微困窮」に迫られてい ニ合兼」ねる状態に陥っている。しかも村山郡は「他国ゟ入米不通用の国柄」であるから、天明三年の大凶作の痛手 て「不案内」に売渡すようになったので、「代金相滞又ハ捌兼、 との長文の願意を要約すると、自由取引制復活以来、京都市場が不取締りとなり、旅篭屋同然の荷宿の世話をもっ 帰国茂延引」し、おのずから「御年貢金御上納之間 る 現状

る紅花の正常且つ有利な捌き方を打ち立て、「国益金銭融通」の円滑化を図ることが先決であると強調する の で、まさに「御不益之御儀」と思われる。このための緊急対策として考えられることは、本邦随一の国産商品作物た る。その方法として紅花会所の設置を提案するのであるが、これが設置実現すれば、 「紅花捌方宜敷御座候得ハ、御 で あ

年貢米金納差支無之上納相成」筈と、願いの本筋を詳細に述べている。

京都・上方にも勝手筋のよい者で、集荷業者としても村山郡内には実績があったという。事業家肌の曲物でもあった 依頼するというものである。との大黒屋九左衛門という人物の経歴や、経営上の手腕力倆については明らかで 設置計画としては、 京都に紅花会所となる売買世話所を一軒設け、その運営責任者として大黒屋九左衛門なる者に 一可仕候

発揮している。もう一人依頼した江戸の庄兵衛は、 らしく、前節でも述べたように、明和七年頃の紅花世話所設置問題に際しても、その計画に参加して、陰の指導力を 経営の実務を担当する者でもあろうか。

にするという如きもので、仕法は次の通りである。 している。例えば仕法の一項に会所では取引き関係を「大帳江記置、割判之仕切荷主方江相渡」置き、後年まで明白 ことにある。それで今回の願書・仕法においては、 たが、前者が不成功に終わった主たる原因は、 先に設置請願のあった紅花世話所の問題も、 「世話所壱軒ニ而者手狭く相成可申哉」という一般の空気が強かった その考え方や内容においては、この紅花会所も同一性格のものであっ 極力前回の不安感を除去し、公明正大の経営に当たることを声明

紅花会所仕法書

金三両宛ニ相定候処、此度売方より金百両ニ付三両宛之口銭ニ相定申侯 口銭高之内、金百五拾両宛郡中江相戻し、右金子ニ而出来秋新穀見計下直之節相調、 会所世話料之儀者、 享保年中京都二而問屋拾四軒之者共奉願上候二付被仰付候者、金百両二付売方買方双方 囲米ニ仕、 御差図次第

京都江戸表へ為登差之紅花、 当国江紅花荷為替会所立置、荷物引受相応之金子取替、海陸荷主望次第請合差登可申候 早速捌兼候節ハ、荷物高ニ応じて安利之金子取替差出可申候

節会所より立会、荷主へハ金子請合相立、紅花買主へハ是又請合相立、買主之難儀ニ相成不申様取斗可仕候、 左候ハハ、双方共遠国之儀互ニ気質難存之処、会所ニ而双方請合ニ相立申候得者、誠ニ双方共ニ安堵仕候間手 国方御百姓荷主京都二紅花荷物為差登、 問屋共其外紅花望之もの江勝手次第売付候様可仕候、 国売直売仕候

広商可仕候、万一買主代金早速出来兼候ハハ、会所ニ而取替相渡可申候

調候荷物も定之口銭差出候様可仕候

御百姓方金子入用之節ハ、紅花蒔付之引当を以村役人印形ニ而、弐拾五両壱歩之利足勘定を以、

構不仕候、尤紅屋共買方ニ而調候荷物ハ京都会所江相達し、会所より荷物夫々江相渡候様可仕候、

紅屋共其外紅花望之者国方江罷下り、荷物買調申度ものハ勝手次第ニ可仕候、右双方国買直買之儀者毛頭差

応し貸附候様可仕候、左候ハハ、御年貢御上納之進ニも相成、御百姓共勝手ニも相成可申哉と奉存候、左候 ハ、紅屋とも職分之染草差支無御座渡世相続可仕候

国方より宰領之者無御座、書状等ニ而為登候荷物、会所ニて出精仕売捌、金子等不遅差下し可申候、其節何

登り候而相糺申候ニも明白ニ相分、少も疑心無之様可仕候、左候ハハ、自然と不及宰領書状等ニ而手広之売買 印之紅花何屋作ニて代金何程ニ売候儀、右帳江明白ニ記置、 割判之仕切荷主へ相渡、国方より荷主義年相立罷

相調可申候

荷主安堵可仕候 宰領有之荷物、 宰領之者在京之内、身持等随分会所ニて気を付、自然と不埓等出来申間敷侯、 然ル時 ハ遠国

候様可仕候、 惣而紅花荷主会所ニて大帳江記置、割判之仕切荷主方江相渡可申候、左候ハハ、幾年相立候而も明白ニ相分

計可仕候、右之外勝手ニ相成候筋ハ可及御相談候 右紅花世話所御願ひ下候上ハ、私共へ被仰出候ハハ、先年より之議定ハ不及申、此度世話所仕法書之通無相違取 以上

寛政四子年十月

482

国方ニ而買

布かれているのみならず、

村限備荒制度も整備されている現在、

大黒屋九左衛門 印

而双方請合ニ相立申候得者、誠ニ双方共ニ安堵仕候間、手広商可仕候」と言うのである。 流通の機構を示したもので、こういう新仕法を立てることによって、「双方共遠国之儀、 紅花荷為替会所の設立、売付けの自由と代金請合制の採用、紅屋勝手買い荷の会所通過制など、 け、売付け斡旋の明確な事務処理、上京宰領に対する配慮などの外に、二、三の重要な事項を掲げている。 される。 以上の仕法を見ると、従来のものと相異する点が多く、 口銭の低減、凶作対策としての村々囲米の提供、 残花に対する利安金の支払い、蒔付け高を引当とする貸付 しかも、新規にして進歩的な内容を含んでいることが着目 互二気質難存之処、会所ニ 確かに新しい販売 第四項の

2 生産農民の反対

之儀」と申立て、備荒貯穀の提案に対しては、郡中村々の諸拝借物については既に三拾ケ年賦返納の善政が公儀から 成候得者、 陣屋附村々名主・組頭・百姓たちの連印で長瀞役所に差出した反対意見書に依ると、先ず第一に「口銭取立候様ニ では各御料村々に対して「郡中差障りの有無」を問い糺すと共に、願人たちの言う「国益等之訳」を明らかにするため 宮崎・柏倉・東根・長瀞陣屋附の村々は殆ど反対の意を表明した。それらの動きを見ると、同年十二月に柴橋代官所 以上の願書および仕法に対する一般の反応は、 翌寛政五年正月には、九左衛門の提示した仕法書を配付して、各管内毎に意見書を取り纏めた。同年二月に長瀞 商人并買出之者共口銭出之余計を見込、小前百姓共より其時々値段引下ケ可申間、 柴橋・寒河江・尾花沢代官所支配管内はやや好感の傾向を示したが、 差当り百姓共難儀歴然 相

「願人共申立候貯穀之儀ハ、最上郡中より売出し候

紅花代金口銭之内を以穀物調候儀、矢張村々申合調置候も同様之儀ニて、別段郡中潤益ニ可相成筋無御座」とその無 用を陳述した。低利資金融通という条件についても、村内に相互扶助の風習が確立しているので、 ハ、産物交易と違、自然と右利足丈最上郡中衰微ニ相成」り、結論的には「当郡中ニおゐてハ決而潤益ニ相成筋無 「他国より借受候

却て百姓方衰微之基」になるというものであった。

而

致候積」という条件を示して仕法の緩和を図ったので、結局は村々も承知の上、「誠ニ一両年も年季を限取計候儀ニ 代官・池田仙九郎支配下の態度は、願人たる白岩の治兵衛と相談の結果、願意の内容を若干改め「新規之儀ニ付、万 支障があるとすれば、その村々総代を出府させて反対理由を陳述するよう指令した。この時の意見書によれば、柴橋 候ハハ、国益筋申立候儀ニ付、差障之筋無御座候」旨を決定、五月に池田仙九郎から勘定奉行所に上申している。と ったので、奉行所でも是非の決定を躊躇し、寛政六年(一七九四)四月に郡内各代官に命じて意見を再調させ、若し 一京都より直買人等罷下り不申、地元売出手狭ニ罷成、不勝手之儀も有之候ハハ、其節ハ致破談、元之如く売買取引 とれだけの反対があったにも拘らず、九左衛門は江戸勘定奉行に体よく働きかけて、その許可を懇望して止まなか

附。東根村百姓代又次郎、鈴木喜左衛門代官所長瀞附・猪野沢村名主理兵衛及び櫤山村名主久右衛門の四人が上府、 局は村々惣代の江戸召喚となり、同年七月に、滝川小右衛門代官所柏倉附・半郷村名主藤七、 九月まで再三に亘って奉行所の尋問を受けた。九月二日に勘定奉行柳生主膳正久通に差出した「差障之趣意書」を見 これに反し、他の代官所・陣屋の管内はこれまでの態度を崩さず、強硬に拒否を表明して譲らなかったために、結 平岡彦兵衛代官所東根

の外、寒河江代官所附の村々も同様の趣を申立てた。

ると、反対理由の大綱においては従来と大差はないが、内容的にはより具体化されていることが注目される。

口銭の新規設定と小前百姓に及ぼす影響を述べ、「村山郡ニ者凡金五万両分売出候得者、一ケ年ニ金子五百千分

即ち、

484

張して譲らなかった。

弊害に触れ、 ニ者壱人も無御座候」と立会人出京滞在の事実不可能を論じ、しかも、仮に適材がおったとしても、九左衛門が京都 **候而者、百姓安心不仕候処、身上相応ニ而取締ニも可相成もの何程願候迚、** 立会人として上京することを提案しているが、これに対しては「株式有之、実躰ニ而取締ニも可相成躰之もの不差登 可有之哉、百姓一統甚安心不仕候」と指摘する。仕法書ではとれらの疑義に対処する一策として、生産地惣代一人を 両程宛羽州ゟ他国江出金いたし、夫丈国之不益出来、百姓一統難儀至極仕候」と訴える。また、十四軒問屋株時代の とのたび世話所壱軒の設置は「往古問屋拾四軒有之砌ゟ商筋手狭ニ相成候而已ならず、 壱ケ年越京都ニ詰合候もの等、 如何様手暗儀も 私共村

と共に、九左衛門をもって「山師ニ可有御座」と次のように極言し、直売買制とそ手広の取引きが可能である旨を主 候村方も多候得共、 のもの共と馴合い、虚妄を企てれば何等の効を奏さないことを力説するのである。 さらにまた、 郡内の意見分裂についてはその賛成派に対し、「寒河江附村ミニ茂、 先年 如何存候哉、此度者寒河江附一同差障無之趣申立候儀、 難心得奉存候」と、 (明和九年) その豹変を非難する 同様 差障申立

得罷在候間、 候もの御座候間、 九左衛門儀者、乍恐山師可有御座与、郡中一統相心得罷在候儀者、既ニ先年ゟ年来紅花問屋願之儀、 私共郡中村ハニ而、九左衛門願得心仕候百姓壱人茂御座無候 縦此節御国益申立候共、 全一己之利欲ニ拘り、 往と百姓難儀之筋不相構不仁之願仕候ものと心 色~手段仕

なったが、 斯くの如き強硬な反対の空気を察知した白岩の治兵衛は、 生産者側の頑強な意見に圧された奉行所では、寛政七年(一七九五)四月に至って遂に「羽州表ニ而差障 この論争中に身を引き、 その後は九左衛門一人の運動と

申立ル村

「も有之ニ付、先達而呼出

今吟味といへとも、右村方

之もの共いつれ

差障申立

ル上者、

願人共申立

之趣

不及

沙汰」と却下するに至った。

しかし、九左衛門の支配意欲は執拗で、この却下にも屈せず、翌寛政八年には仕法書の一部を改正して再願に及ん

資輸送の便宜を計ろうとするものであった。 増額することに改め、新たに、御廻米最上川運漕船として、六ケ年に亘り、一ケ年五艘宛、計三拾艘を新造して、物 **惣代の無能を非難した、次いで、反対派の村々を説得する策として、郡内備荒囲米費百五拾両提供の原案を弐百両に** 被成下、厚キ御利害被仰聞候得共、惣代ニ而一向不相弁者共差出、兎角之趣而已申上決定不仕」と、出府した四人の 申之印形抜ニ有之、多分之村方御国益ヲ以相願罷有候所、纔三ケ所ニ而右之趣申立候謂無御座、 だ。先ず、不許可になった原因について、「柏倉・長瀞・東根右三ケ所之儀者、世話所出来不申候共差支之儀無之趣 則御差紙ヲ以御呼出

ある。彼は再提出の願書においてこの件を次のように説明している。 川船も、寛政頃には僅か九拾四五艘に減じ、御廻米や諸物資の輸送にはなはだしく支障を来たしている事実に着目し、 や、私利私欲の増長が舟主たちに影響して、潰れ船が次第に数を増し、享保から宝暦頃まで凡そ弐百艘を数えた最上 「村山郡諸産物捌方一統手薄ク、自然と百姓商人衰微」する現状を救うために、自己資金による造船を申し出たので この増船案は確かに卓見で、彼は当時最上川船 差配制度が請負制に改正されてから、 請負希望者の 冥加金糴上 げ

右口銭之内ヲ以、 座候得者、村山郡初発より世話所相願候村を共ニ、尚又一円ニ相悦候儀ニ有之、其上、長瀞附村をハ別而畑勝之 自然与御百姓方一統之為ニ罷成候間、 御廻米御川下ケも格別捗取、乍恐為冥加奉公ニも罷成、随而者商荷物捌方ニ至迄甚弁利相成、 囲籾之外ニ猶又壱ケ年ニ五艘宛、六ケ年之内新造造立仕、都合三拾艘是迄之船数江相増候様可 御年貢諸石代永上納方も相進ミ、 品、潤益ニ相成候儀(云々)右之趣ニ御

倉陣屋付)ニ置候而ハ猶又潤益之筋ニ御座候(云々)

村方ニ而、雑穀多分酒田湊江差下し候処、船数不足ニ而難儀仕候間、

分而弁理宜敷、三ケ所

往

長瀞。東根。柏

ては、この計画は「後年ニ至り而者、広大之御救イ」となること必定であると力説するのである。 般の見方であるにも拘らず、九左衛門は掛合いの者を派して、産地のおもだった村々を説得する一方、 の造船計画はさらに最上川の運漕権に手を伸ばそうとした注目すべき投資であったとも言えるであろう。とういう一 を企図するもので、やがては旧問屋制度の弊を再現する危険性を含んでいるということにあった。果して然らば、こ 九左衛門の紅花会所設置計画に対する反対派の考え方は、 従来と殆ど変らず、 生産市場を抑え、 流通機構の 独占 奉行所に対し

田河岸における船差配史料などを見ても、或は次に第二次請願が起きている事情などから察しても、この計画は成立 この運動がどのように展開され、如何なる結果になったかを知る史料が欠けていて明らかでないが**、** その後の大石

3 第二次紅花会所設置運動

しなかったものと思われる。

規の願いであるから、 かと思われる江戸若松町の大黒屋平兵衛が、新仕法をもって京都に紅花売捌世話所壱ケ所の新設を願い出ている。 ものであったが、寛政八年頃には願書の末尾に自ら「九左衛門も老年ニも罷成侯儀ニ付、行届キ兼侯儀も御座侯」と いう年令に達していた。依ってその代行を試みたのであろうか、寛政十年(一七九八)二月頃、九左衛門の身内の者 前述の願人九左衛門は「凡三四拾年程以前ゟ羽州江罷下り、紅花問屋之義所と江及相談候」程の熱心な前歴を持つ 奉行所ではそれを審理せざるを得ず、平兵衛が願書に述べている所の「村山郡村と江懸合致得

心候(云々)」という内容について、その真偽を調査するよう郡内各代官所に命じた。

之段、村山郡村、之分相糺可申旨 納可仕旨願出、尤右之段村、江懸合致得心侯段、右平兵衛申立侯ニ付、右差障有無平兵衛申口之通相違無之哉 内商人共金子入用ニ候ハ、、月三拾両壱歩之利足を以貸遣し、紅花売捌次第返済之積、且為冥加年金百両宛上 花代金百両ニ付金三両宛口銭取立、其内ニ而商人共逗留中無旅篭ニ而相賄、蔵敷等茂不請取並紅花売捌候迄之 此度若松町大黒屋平兵衛儀、於京都羽州村山郡紅華為売捌世話所一ケ所相立、売主買人直相対ニ為売捌、紅

掛り 石川左近将監殿

組頭

関川吉右衛門殿

右午二月二十日申渡

く無根であることを明らかにした。 に代官三河口太忠に提出した書附によると、従来の態度を変えていない。ただ、平兵衛がいう所の事前了解の事は全 田河岸の船問屋たちの反対に逢ったものでもあろうか。勘定奉行所から調査の指令を受けた各代官所では、直ちに村 々の意見を求めたが、柴橋代官所附惣代として、山野辺村名主庄右衛門及び平塩村名主彦右衛門から、寛政十年三月 との時の仕法内容は大筋において前願のものと大差はないが、前願に示した新規造船の問題は撤回している。大石

御糺ニ付乍恐以書附奉申上候御事

(前略) 今般江戸若松町大黒屋平兵衛願之趣意、

国益之筋無之候得共、口銭取立候內ニ而御公儀様江御冥加永上

くしている。

之筋も相見得候ハ、、仮令試年季ニ候共破談仕、如元之売買仕候様被仰付被下置度奉願上候 議定仕候通、京都よ直買之もの不罷下、売買糴立薄、地元百姓之弱ニ相成候歟、又者於京都世話所売捌方不取斗 様仕度奉存候、尤平兵衛儀九左衛門所縁之者ニ茂可有御座哉、何れよも懸合等無御座候得共、九左衛門・治兵衛 (後略

納仕候申立、且取斗方善悪之程相知不申儀ニ御座候間、差障可申様無御座、是又試として三ケ年季相定為取斗候

午三月

三河口太忠様 御

役

所

羽州村山郡柴橋附村々総代

山野辺村名主

衛 衛

門 FF

塩 村名主

彦 庄 右 右

書を勘定奉行所に提出した。勿論、文中に代官自身の可否論は述べていないが、惣代人たちの言う所を充分に述べ尽 との意見書に接した三河口柴橋代官は、率直にこれを認め、同年四月には、惣代たちの意を汲んで次のような報告

狭ニ相成候ニ付、地商人共自在ニ取引仕、売方百姓共難儀仕候ハ暦然之事ニ候間、左候節者試年季内たり共破談 郡白岩村百姓次兵衛申合、於京都紅華世話所相建、荷主紅花屋直相対ニ売捌、為口銭代金百両ニ付金三両宛取立・ ニ付、為試先三ケ年為取斗候積承知仕、然共京都る直買之者とも不罷越様相成候得者、自然与生花干花共売買手 右之内:而最上領之内御料所村、後年為手当備米仕度奉相願候:付、其節障有無糺有之候処、 (前略)私御代官所村と之儀得与相糺候所、六ケ年已前江戸大伝馬町大黒屋九左衛門儀、 当時私御代官所羽州村 国益ニも相成候儀

仕候積議定書付差出申候、然ル処、此度平兵衛願之趣、何ニ而も国益之筋ハ無之候得共、口銭取立候内ニ而冥加 姓共勝手次第売買仕候様被仰下度与、村、惣代之者共書付差出候 1相成、百姓共難儀仕候故、又者於京都売捌方不勝手之筋も御座候ハ、、縦令年季内ニ候共破談仕、前、之通百 之儀者何れゟも懸合等一向無之候得共、先達而九左衛門次兵衛与議定仕候通、京都ゟ直買之者不罷越、売買手狭 座候而ハ、国中一統難儀仕候間、先為試三ケ年取扱被仰付候様仕度、且又平兵衛此度村々江掛合等仕候儀無之処 金上納仕度段申候、且取斗方之様子ニも難相分儀ニ付、敢而差障可申様無之候得共、已来右之仕法ニ而極差支御 同得心仕候段申立候者、六ケ年已前九左衛門ゟ掛合有之候趣を以、対談取極候段申立候儀ニも可有之哉、

右相糺候趣書面之通御座候、依之惣代之者共差出侯書付相添此段申上候

方共難儀可仕、 間に於ける旧問屋共の策謀、冥加金に対する批判を加え、世話所新設の可否に対する結論として「以来一手ニ売買仕 益ニ者難替儀」と、設置反対の意向を明らかにしている。 侯様ニ相成候へ者、相場之儀者世話所取扱入共自在ニ取極候間、矢張先年定問屋共取斗中同様之振合ニ成行、 が提出された。それによると、前半には明和二年公認問屋制度廃止の由来、自由取引きによる商い向きの拡大、その に、その意見を徴している。その結果、寛政十年五月に至って奉行石川左近将監宛に「内ェ相糺候趣」という意見書 奉行所では問題の重大さを覚り、軽々の決断が出来兼ねたので、別に某人に命じて、 百姓共困窮仕候得者、 自然与耕作不行届、 追年御取箇も相減、御不益ニ相成候儀ニ付、当時少分之御 密かに実情を調査させると共 売方買

可を否定したが、たとえ僅か百両の冥加金でも、窮迫せる幕府財政上から見れば必要であり、また、村方に対する飢 かし、注目すべき意見はその後半である。即ち前半では一旦「少分之御益ニ者難替」と、 冥加金を目的とする許

相互に立ち行くであろうと、次のような解決策を上申したのである。 屋仲間の方から請願者の提案内容を実施してもらうということも考えられる。そうすれば、幕府方も国方も百姓方も 難手当のことも望ましいことであるとすれば、世話所設置を却下する代わりに、 別に京都の紅屋たちに談合して、紅

段下落仕候而ハ困窮弥増、御年貢上納ニも差支可申、既ニ明和年中問屋株御取放ニも被仰付候程之儀ニ而、紅花 方難儀ニ不相成様御勘弁被下度、右申上候通、羽州之儀者外産物一向無之、畑作ものハ紅花重之場所故、此上直 格別之儀ニも無之候間、 過役同様之儀ニ者候へ共、世話所よ一手ニ買請候より者勝手ニ相成、殊ニ大商之儀ニ付、銘こよ割合差出候迚も (前略) 御益筋之儀ニ付、 願人共申立候趣を以京都紅屋共御糺御座候ハヽ、 一国盛衰ニ拘り、容易成さる儀与奉存候間、愚案候趣御内々奉申上候 左候得者、売買之儀者仕来通故、百姓共迷惑仕筋も無之、尤紅屋共儀者余計之納物等仕候故! 敢而難儀之筋ニも不相成ニ付、難有御請も可仕哉、此処御賢慮被成下、何れニも行と村 冥加金丼村方飢難手当等 之 儀 迄 以上

あろう。そして、平兵衛の願いに対しても何等の結論を与えず、徒らに時間を過した。 か 或は運上を取り立てる方式を撤廃しようとした経済政策の直後に当たっていたので、見送らざるを得なかったもので 採用にならなかった。即ち、松平定信の幕政改革で、政策としては、むしろ座や会所などによる専売制や、冥加 確かに賢明な策ではあったが、幕府が積極的に冥加金を徴収するような印象を与えることを恐れたため

之事」を見ると、冥加金百両、郡中備米代金弐百両、三拾両壱歩の利安金等の外に、新たに「御郡中より世話所趣法 弁理宜敷、 そのために、同年十一月に至って平兵衛は田屋専吉なる者を差添人として、試年季三ケ年を一ケ年に短縮、 御郡中潤益之筋ニも相見得候ハヽ、末々被仰付候様仕度候」と再願に及んだ。その時に提出した「議定書 「売捌

継続的に訴願する反対農民の意見が容れられ、遂に「於御奉行所、悉益不益之筋御糺之上、御潰ニ相成」り、平兵衛 立合を以、為売捌可申」と、世話所一己の取計らいによる勝手不正に陥らざることを誓っている。しかし、その後も 処理上疑惑を招き易い送り荷の取扱いについては、「御郡中より御立合之衆中幷其荷主最寄より在京致居被申侯御方 之善悪為御見届、弐三人御登可被下候、尤右入用之儀者此方ニ而諸事可仕候事」という監査法を附加し、特に売捌き (1) 柏倉克吉家蔵史料

の計画もまた遂に葬られたのである。

- (11) 文部省史料館蔵「山口家文書」

第六節 公領名主たちによる新改革案の提唱

- 名主たちの企画する紅花世話所

って、 の流通機構を正常な軌道に乗せたいための試みであった。しかし、その計画発案者は何れも遠隔生産地の被害荷主た 自由取引き以来、相対売買以外の紅花荷は、先述のように荷宿を利用したが、ここには明確な仕法もなく、したが 口銭や世話料なども甚だ不分明なために、産地荷主としては極めて不便であった。 世話所設置運動などは、こ

勢力挽回のために、 ちや干花加工農民たちで、具体的計画の段階になると、江戸や京都の商業資本の豊かで、しかも経営能力のあるもの に頼らざるを得なかったのは事実である。また、生産地のこういう要望を察した旧間屋系の一部の者には、 みずから進んで有力生産人や荷主に働きかけ、流通過程の中に中間組織を再現しようとする動き かつての

のあったことも事実である。

最初から不明確な性格のもので、寛政期頃のその専横振りについて、次のように訴えるのである。 反対を唱えるものが多かったのであるが、それは仕法そのものに対してではなくして、むしろ経営の実際面に介入す る旧勢力に対する不信であったと見られる。遠隔地取引きに最も必要で、最少限単純な荷宿すら、 生産地の人々は、 新機構の提案に対して基本的には殆ど容認出来ても、再びかつてのような弊害の発生を予想して、 旧問屋系の経営は

売払候而茂、 主買人一向応対茂不為致、 ハ引取不申候得共、壱駄ニ付内実何程宛之助成有之哉、荷主手前ニ而者一向不相分、且直段引上ケ候へ者、 略 一其後問屋と申名目茂無御座、旅籠屋同前之所江附入荷宿と号、右荷宿之取斗を以紅屋共江売払候得共、 甚疑敷儀共御座候(云々) 以前下直致候節之売仕切ニ仕立、又者直段引下ケ候得者、 宿々存寄を以売捌来、近年別而私欲ケ間敷取斗ニ而甚手閣ク相聞、 前方売払候荷物も、 其節之相場ニ 繰替 勿論口銭と申候而 其刻

した進歩的な世話所設置案に対しても、反対派が「世話所壱ケ所に相成、不益之儀も出来可仕哉難斗」旨を力説した 生産者側 が諸計画の将来に不安感をもって反対するのは、こういう辛い経験によることで、大黒屋九左衛門の計画

意志の統一を図り、京都の荷宿や紅花屋の不正を排除するために、既出案のような他勢力の導入を避け、自らの手で と直段ニ拘り、連年百姓困窮」となる状態であった。これに堪え兼ねるようになった生産農民や荷主たちは、 しかし、現実の問題として「段々京都表之取斗方年増自分勝手而己ニ而、荷主共多分損金仕自ヲ相進ミ不申、

管理運営の可能な機関を設置しようとする気運が盛り上って来た。

Tegen - Construction of the property of the contract of the co

するが、「世話所株式之儀ハ、引請人両人江為相任候儀ニハ無御座、郡中与相持」の形にする等、 に至った。経営の機構は江戸神田の忠七店借新七、同浅草の利右衛門店借十兵衛の二人をもって世話所引受人に依頼 上杉弾正大弼預所の漆山陣屋の支配下にある村々の惣代名主たちが、しばしば会合してその対策を熟議した結果、京都 に「最上紅花世話所」を新設することを決議し、文化五年(一八〇八)十月にその旨を江戸の勘定奉行所に請願する その総意に押された鈴木喜左衛門代官所の尾花沢陣屋と宮崎陣屋、 川崎平右衛門代官所の柴橋陣屋と寒河江陣屋、 要心深い計画が立

世話所造立維持の諸費用などを差引いた純益は「世話所引受人共江相渡候様仕候ハ、、私慾勝手之取計ハ出来不申」 要経費として、国元から世話所詰として登る三・四名に対する道中諸雑用、逗留中の賄代及び給金、荷物の蔵敷料、 という収入概算を基準として、そのうち冥加金百両、百姓手当囲米代弐百両とすれば残額が六百両となる。さらに必 仮設年季を三ケ年とした。このように、機構を改善し、責任の所在を明確にして独占化を防ぎ、さらに収入と支出を という意見をも具している。その外の条件として、国方の仲買商人たちには、荷数に応じて壱割の利安金貸与を認め、 奉行所に提出した仕法の内容は、「村山郡ゟ作出し候紅花、(~) 壱駄ニ付平均四拾両替ニ積り立、金高三万両ニ及候ニ付、金百両ニ付口銭三両宛刎取候得ハ、壱ケ年金九百両」 豊凶之差別ハ御座候得共、 壱ケ年凡七百五拾駄 と 見

明らかにしたこと等は、大きな特色となっているが、その後の経過について述べる史料を欠いている。

る。 監視を行ない得る新取引法式を採用しようとする、 ういう危険性を排除して、上方市場の正常化を図るには、生産人側が自らの経営による中間的売買の斡旋、 る加工業者と荷問屋の発展は、流通過程に旧荷受問屋的性格をもつ仲介業者的機構の必要に迫られたことは当然であ とれに対応する名主層の積極的な活動の展開を物語るもので、特に注目する必要があろう。 前期には先ず問屋公認制度の廃止に、 しかしそれが、先の仲間的利潤搾取に傾く状態に陥っては、 村山郡内の生産農民や荷主商人たちが、 確かに大きな成長を示すもので、注目すべき変化であった。紅花流通の機構・構造の改革運動のう 中期には世話所の設置反対に斗争を展開したが、生産の増大、在郷におけ 新しい段階を迎えたことは、 株式の「相持ち」という形で、上方市場の独占化排除に乗り出そ 従来の改革運動の真意にそむくことになるので、そ 農村における生産者層の意識の成長 ないしは

2 内仲間の結成と荷受問屋新設案

てこれらの人々によって支出することを決議したのである。 にその設置許可方を願い出ている。この時、 は西里村の新九郎と東根村の庄右衛門の二人が「村山郡御料御私領小前惣代」という名目で江戸に登り、 右衛門・徳兵衛の二人を金主に加えて、新たに江戸・京都・大阪の三ケ所に紅花問屋設置のことを計画、 東兵衛・善右衛門・伊三郎・茂八・藤右衛門・庄右衛門・新九郎・庄六の八名が「内仲間」を結成し、江戸牛込の林 貫徹に進んで行く。 との 那中名主たちの世話所設置運動は、その後さらに活動の主体を圧縮強化し、生産者の総意を背景として目的の 即ち、 先願から三年後の文化八年

(一八一一)になると、 前記の人々は 「内仲間取極書」を作り、出府請願に必要な諸雑費は、 村山郡内の支配的有力名主と思われる 勘定奉行所 同年九月に

総

「内仲間取極書」

取極書之事

候ニ付而者、願中諸入用之儀、内仲間一同出金致し、無差支様取斗可申候、尤江戸牛込若宮町林右衛門・徳兵衛

今般紅花問屋願之儀御申合、郡中向、惣代名主中ゟ印形申請、小前為惣代西里村新九郎・東根村庄右衛門出府致

合願ニ対談致候事ニ付、是又雑用無高下出金之積取極申候、且願首尾之上向、問屋詰之儀者、其節致対談候積、

依之一同取極印形致置候、処仍如件

文化八未年九月

東 兵 衛

善

右衛

門

伊 \equiv 郎

右 九 衛 門 郎

兵

右衛

門

德 林 庄 新 庄 藤 茂

上府した惣代二人は、翌文化九年正月に「紅花問屋顧書」を奉行所に提出した。それによると、いわゆる「荷受問(ま)

496

衛

右

衛

門

諸国生産地の商人並びに生産百姓の惣代を、 てて置くこと、 る。残金は三ケ所の問屋地代及び家作、その他の諸雑用に充当し、さらに残金の生じた場合は、 冥加金として年々五百両宛を上納するというのであるから、従来提案して来た冥加金に比較すれば実に五倍に相当す その仕法の概要を見ると、諸国生産総荷受予想高凡そ一千八百駄と見込み、口銭徴収額凡そ一千八百両、そのうち、 系の紅花屋や、或は荷宿の不正行為を封じようとするもので、その構想は従来のものより遙かに強力なものであった。 屋」を復興させることによって、全国生産地の紅花荷を取扱わせ、京都に残存して隠然たる勢力を張っている旧問屋 荷主商人の前借希望者には、為登荷相場の三割引きで借し付けること、問屋業務の取締監査として、 向々問屋に常駐させること等を条件としている。 非常備金として積立

乍恐書付を以奉願上候

花荷出高年凡千八百駄余と見込、平均壱駄金四拾両替、此金七万弐千両、右為口銭売主ゟ売代金百両ニ付金弐 上候者、江戸・京・大坂三ケ所江、当申ゟ子迄五ケ年之間、為試紅花問屋御免被為仰付被下置度奉存候、 共損金多、自ら百姓手元江響、乍恐石代御上納ニも差支、小前一同難儀至極仕候ニ付、郡中一統相談之上奉願 世話一式ニ而渡世罷在候間、内うらへ者如何様之助有之候哉難斗、其上近年仕切金迄間~未然有之、追~商 有之候得共、売主買人相対不為致、甚後闇き取斗ニ而、殊ニロ銭と申てハ壱銭も受用無之外、家業も不致、 仕来候、尤先年者京都表ニ問屋有之候処、子細有之御差止ニ相成候、其後者旅籠屋同前之所ニ而世話致候者共 共郡中村~上郷並里方之儀者、往古〆畑方作物之内紅花第一之産物ニ而、年~御物成石代御上納心当ニ而 出羽国村山郡御料御私領村、小前惣代、池田仙九郎支配所同郡東根村庄右衛門、西里村新九郎奉願上候、

両弐分宛、此金千八百両、右之内為冥加乍恐年季中壱ケ年金五百両宛奉差上、残金之儀者三ケ所問屋地代・家

仕、聊差支無之様仕候間、何卒格別之御慈悲を以、右三ヶ所問屋御免被為仰付被下置候ハ、、小前一同御救ニ 姓惣代之者迄一両人宛、向ゝ問屋へ相詰立会相勤候様仕度、且荷物為登候荷主ゟ金子借請度旨申聞候ハヽ、時 作其外諸雑用遣払、残金有之候ハ、積金ニ致置、非常之備ニ仕度、尤問屋為取締諸国商人之内重立候者共並百 相場三割引を以早速金主〆為貸渡、売代金取立方者日数三十日延之積を以取斗、万事諸向々疑惑無之様正路

文化九申年正月

御

奉行所樣

難有仕合奉存候、則口銭仕法書相添奉願上候 以上

羽州村山郡御料御私領小前総代

九

郎

右

新

盛ったものである。特に村山郡内及び仙台地方に生産されるものに対する取扱い仕法は詳細に述べられている。 顧書と共に「金主仕法」なるものが奉行所に添書として提出されたが、これはまた、全く革新的な注目すべき内容を 衛門と徳兵衛が金主となり、経営権もまたこの二人が握るように妥協が成立していたことは言うまでもない。そこで

願書面では、生産地惣代と江戸商人二人の共同経営のような形になっているけれども、実際面では江戸商人の林右

ては、時相場より二、三割引をもって保険金額とし、それに対する掛け金壱両弐朱を貸し渡すというものであった。 即ち、大石田から最上川を下し、酒田湊から出荷される紅花荷は、「最上・仙台ニ而船積荷高千駄」と予想し、 別に海上請負制を実施しようとしたことは、従来の仕法に全く見られない新規計画で、実施方法とし

- 利用する積船は金主の方で酒田に別に廻船する船に限るという条件がついていた。これは総て壱駄四

但しこの場合、

弐朱、前貸利金いわゆる速金支払に対する利金として壱両弐朱四匁五分、合計金三両弐朱四匁五分を差し引いた残金 拾両を相場基準としたもので、代金は荷物引替速金を以て支払うが、その際、 この保険掛け金の外、 運賃として三分

三拾六両三分三三匁を、四拾両の額面をもって前払いするという方式であった。

掛け金の外に運賃などもあった。運賃は海上最悪の場合三ケ月を要するものとして計算しているが、大体はその半分 引き期間たる四、 の会所で調整しなければならなった。会所はそういう重要な任務を果たさせる機関として計画されたのである。 の一ケ月半位が限度であろうから、当然日数による運賃の精算も必要であったし、前金支払と相場変動との関係もこ これは、さらに後日精算を行なうのであるが、そのために必要な精算事務所、即ち会所なるものを、 村山地方に支払う金額は、四万両まで為替手数料の徴収を見合わせるという特典をも設ける等、 五月から八月頃まで、村山郡内に一ケ所設置する計画を示している。精算の対象となるものは保険 画期的な生産者 最上紅花の取 しか

ものであったし、 所在を明確にし、なお生産者側からの監視人を常置するという態勢は、 と見込、尤最上を年こ五月より九月迄ニ而引払、 とれだけ進歩的な企画の上に、さらに「金主向、会所之儀ハ、最上へ壱ケ所、江戸ハ問屋へ壱人、京都へ壱人詰切 遠隔地における生産と流通を助長保護する面からも、 大坂へ問屋金主之存寄次第ニ而場所可相定」と、その取締り責任の 確かに旧来の独占化復活を阻止するに充分な 細かに考慮が払われたものであった。その上

優先の事項を規定したものである。

主 仕

金

開設期間も試として五ケ年に区切った請願であった。

法

最上江金之会所相建、 尤年と四五月ゟ九月迄、乍去多分五月ゟ八月ニ而事済可申哉、 是ハ郡中紅花仙台之分

共、京大坂江為登荷船積ニ付、時相場ゟ者弐三割引ニ而海上請負金貸渡之積、勿論右船ハ金主勝手ニ酒田湊江

相廻し置、右仕方左ニ

金壱両弐朱

紅花壱駄ニ付海上請負金

金壱両弐朱四匁五分 金三分弐朱

同運賃金

合金三両弐朱四匁五分

但壱駄四拾両替ニ見込 前貸利金

尤海上三ヶ月定月壱割

三百三拾七両者金主手元江徳用之分、其外運賃金ニも余程含有之事ニ侯、但金主向、会所之儀者、最上へ壱ケ所! 之内六百両ハ二重ニ可相成分、左候ヘハ、運賃金引、全金主へ可入分金弐千九百弐拾五両、外ニ荷高千八百駄向 両ハ利金、合金三千弐百拾両、但海上順風次第ニ候へ共、平均壱ケ月半ニ而ハ丈夫ニ着可致候間、利金千弐百両 凡最上仙台ニ而船積荷高干駄と見込、此金四万両、内金千百弐拾五両請負金、八百七拾五両運賃金、金千弐百 候事ニ付、請負金之方下直ニ被存候ハ、、少とハ引上候而も可然哉ニ候得共、可相成者書面之姿ニ取極申废候、 貸渡候積、尤海上三ケ月定之外、四ケ月目よハ利金年八朱位ニ引下ケ侯様致度、勿論海上請負振合も先年よまし 右者荷物引替金四拾両相渡候内、金三両弐朱四匁五分引落、残金三拾六両三分三匁正金相渡、四拾両之証文ニ而 着之上、平均半年金主元ニ有之と見込、尤右代金七万弐千両、此利金年八朱ニメ弐千四百拾弐両、都合金五千

而場所可相定、最上会所江為替金高四万両迄ハ入不申候事。以上

江戸者問屋へ壱人、京都へ壱人詰切と見込、尤最上を年、五月ゟ九月迄ニ而引払、大坂ハ問屋金主之存寄次第ニ

์ 5

前

なったことを意味するのであろう。しかし、従来の改革問題に関する村名主の参加の仕方は、常に表面に立つことな 主・紅花屋・紅染屋間の仕切関係史料は多いが、何れも自由取引を示すものだけで、新問屋を通過したと見られる例 所における審理の結末を明らかにすることは出来ない。文化以後の村山郡内及び仙台方面からの船積関係史料や、荷 郡全体の共同の問題として、逼迫した経済圧迫を打開するための総力結集の運動であった点を高く評価すべきであろ 計画し、経費を拠出し合って運動を起とした所に大きな特色がある。相違する支配関係にこだわることもなく、村山 く、代官所や奉行所からの意見聴取に応ずる程度のものに過ぎなかったのに、この度の請願は、名主たちが積極的に は見当たらない。とのととは、恐らくは奉行所の不許可によって、新問屋設置問題も遂に断念せざるを得ない結果に この問屋設置運動に対しては、さすがに賛否の論争も起きなかったようであるが、現存する史料の上からは、奉行

2 1 文部省史料館蔵「山口家文書」 北村山郡史「笠原文書」 う。 ・

3 柏倉亮吉家蔵文書

 $\left[4 \right]$ 三井文庫蔵文書

第七節 機構改革運動不成立の問題点

1 審理の遅延と奉行所の立場

運営しようとし、或は上方や江戸の有力商人と結託して経営しようとする新流通機構の設置運動は、文化八年に至る 年にその目的を果したが、その運動継続は実に二六年間に及んだ。これを前期とすれば、生産地の人々によって直接 って生ずる独占化の弊害を恐れるものとの対立にあったことは、既に詳述して来た所である。 に終わったのであるが、その論点とする所は、自由経済によって生産と流通の発展を主張するものと、統制経済によ 四六年間の請願、論争が続けられたが、これが後期の農民論争である。この後期の改革問題は遂に結論を得ないまま 元女五年から始まった特権問屋撤廃運動は、村山郡内全農民の切実な問題として強力に展開した結果、遂に明和二

話人と郡中代表の相持ちにしようとしたのは、両者の主張する意向に少しでも接近しようとした案に外ならない。 発の危険性に対するものであったことは言うまでもない。文化五年に郡中名主たちが独自の紅花世話所を計画し、 屋勢力を背景とした商人たちであった。農民側の反対は、機関設置よりもこういう人々に運営を任せた場合の弊害再 うとする運動は理解出来る。この点を捉えて、両者間に進出を図ったのが江戸の商業資本家であり、また京都の旧問 からすれば、従来の特権的問屋に代るべき自主的。民主的な売買所・世話所の如き新形態の媒介機構を京都に設けよ しかし、自由取引きという原則と、遠隔地取引きという地理的に制約される不利な条件から発生する多くの問題点 意見に傾いていた証左とも言えよう。

京都における取引きの実態を確実に把握・理解していなかったことによる。そのために、奉行所では代官所毎に管内 官もそれぞれ生産者の圧力があって、統制ある意見の上達は出来なかったのが実情であった。 の与論を調査しているのであるが、両者共に正当な論点があって、決断の資料とはならなかった。 長期に亘る訴願論争に対し、奉行所の可否判断がなぜ遅延したのであろうか。その一つは、奉行所が生産地および また、 郡内の各代

年の「紅花一件ニ付音信之控」という帳簿が、三井文庫に所蔵されているが、これらを一見すれば、当時の行政の裏 られていたのである。後章で述べる撰花問題に際し、紅屋九左衛門がとった賄賂政策をうかがうことの出来る天明 力な財源になり得るものである。 仕法を見ると、何れも年間数百両の冥加金を上納すると言っているが、窮迫している幕府財政から見れば、 面の一端に触れることが出来よう。こういう内実では、仮りに弊害再発の予想が立っても、設置を否決する勇気はな 次に、判定をにぶらせている問題に内部事情のからまっていたことも見逃がせない。すなわち、 おのずから延引せざるを得なかったのであろう。しかし、この審理の遅延は、逆に言えば内心において反対側の のみならず、設置世話人となる有力商人側からの賄賂的潜行運動が、要路側に続 新機構設置案者の それは有

警戒すべきであることを復命しているに過ぎず、結局は各代官所からの提出内容と大差のないものであった。 その報告の多くは自由取引制の有利なことを認める反面、新機構設置の必要性を痛感しながらも、 知ると、密かに役人や特別要人を派遣して、現地の実情を調査させている。その例は前項でも触れたことであるが、 そとで奉行所では、天明。寛政頃の世話所設置論争の最も激しかった時に、京都の紅屋関係の者で最も公正な立場 奉行所では結論を出すために、先記のように地元代官の意見を徴したが、それが有力な基礎資料とならないことを 独占化の危険性を

をとっている某に命じ、紅花売買制度の変遷と市場における取引き慣行、売買所や世話所の新設に対する率直な意見

上申を求めている。その返答書は次のような内容のもので、その述べる所は公平無私、適確詳細を極めたものであて る。氏名と年月を欠いているが、上申者は業界の内実にも精通しており、その批判と結論において最も注目すべき返

The second secon

こて、正徳之頃とハ大相違、紅染屋甚心外ニ存、度、寄合企、申分不絶ニ在之候、若紅染屋之内代銀払方滞候 紅染や之分、問屋申次第何事も違背不相成、問屋之御蔭ニ而紅染屋家業相続相成ル事之様問屋申方も在之仕義 染屋を国方へ買方ニ下り候義も不相成立法出来、依而紅花荷物へ問屋十四軒申合、売り直段定自由ニ売り候故 京都紅花問屋御免願候者有之、十四軒紅花問屋相定り、此十四軒之外江紅花荷物国方ゟ引受候事不相成、又紅 紅花買入、紅染やへ売渡、叉紅染屋ゟも奥筋へ紅花買方ニ罷越、手広家業相続仕来り申候、然所、享保之頃於 於京都紅花取扱之儀ハ、凡七十年前正徳享保之頃迄ハ、紅花問屋と申義無御度、京都と奥筋国方と相仕と成

国方荷主ハ問屋へ向ケ荷物差為登候処、先問屋方ニ買入置候荷物先江売り、荷主荷物ハ直段引合かたく旨申

問屋へ問屋斗家業ニ可仕処、左ハなく、国方へ直買ニ罷下り、於京都売レ能荷物買取、然ハ荷主と問屋と両

ハ、紅染屋株間屋方へ引取、商売不相成ニ仕立、問屋方ハ座所同前之粧ひ、紅染屋中甚難渋仕候

商売仕候

り、紅染屋方江参り、紅染屋方へ買入直段と、又問屋方と荷主へ申直段と余程直違明白ニ無之、是等之仕義ニ 立、売り仕切不遣、若荷主金子内渡頼入候へハ、高歩ニて借遣、国方荷主利分無之様仕向ケ、依而荷主心外か 難調、右躰之仕義ニて、国方荷主一統正徳之頃と大相違、甚難渋而己之噂、止ル所百姓方買直下り、百姓方大 て国方荷主中難渋申合、京都御番所江国方ゟ売り問屋壱ケ所相立度旨御願申上候得共、又夫も差支等之筋ニて

痛二相成、 困窮ノ様子相聞得候

会無之、一統□り難有存罷在候、扨义、国方荷主ハ紅染屋中へ直売相成ニ付、荷主十分之売方出来、 御城御領地ニ成り、紅花地御年貢納り兼候筋ニ而、小野日向守様ゟ京都紅花問屋紅染屋御呼下シ、 取放、往古之通りと被為仰付御座候、依之、其後ハ京都紅染屋中間寄会等春秋一度顔付斗ニ集り、 享保之頃ゟ京都問屋相立候而ゟ、 紅染屋中国方荷主中難渋、百姓方大痛ニ相成り御座候処、宝暦之頃、 問屋名目御 寄会勤外寄 甚難有存 山形

罷在候 取、紅染屋中へ持廻り売付家業仕候、且宝曆已来ハ、右十四軒之外国方手寄~~ニ紅花荷引受紅染屋中へ売り 下地紅花問屋十四軒問屋名目放、只今ハ紅花屋と斗申ニ成り、国方へ罷越直買致、又国方荷主送り荷之分受(6点)

作、京都へ差為登候、全売買自由廉直ニ在之故と申事ニ候 当時右之姿ニ而、京都紅染屋中国方荷主廉直ニて差支筋無御座候、然ニ下地紅花問屋十四軒、享保比ゟ宝暦(゚ロ゚タ)

候者追ゝ出来仕、依而近来紅花捌方京都甚手広相成、夫故常陸・上総・伊勢・近江・伯耆・肥後等ニて紅花増

此迄三十年程之間、紅花取〆身勝手高利を取、身上向厚相成候処、宝暦後ハ左様之筋不相成ニ付、只夫而已を

外ニ存、何卒折能ハ紅花取メ其模様相企度所存候、然共、一旦蒙御咎候身分故願方相恐レ、人手を替願方催致 度所存可有之義と存候 奥羽紅花仙五百駄も出可申、其外西国諸国込凡小弐千駄斗、 壱駄金五拾両と見而金高拾万両程之儀ニ可有御

姓方ノ助力筋等を以、紅花取〆り筋相願可申義も難斗存候、是一利在之筋ニ聞得候へ共、 座候、右ヲ一手取メニ致度と申義ハ甚勝手過成ル筋と存候 百姓方凶作飢饉之年柄ニハ危急難凌、是等御救御(手)当として年々御上納金仕度、又ハ道川船作等拵、 止ル所者問屋抔之こ

とく、仲人ノ身勝手致度所々御願可申筋かと存候

orthodoxia in the second of th

都而始紅花作り出し侯百姓と、終取扱致候紅染屋勤者之難義ニ相成可申筋と存候 上可仕筋と存候、左候得ハ、始メ終りと申所之廉直相続かと存候、無キ左も筋之諸掛りハ仲人致身勝手所故、 相成筋之義ニ候ハヽ、右年と御救之積金其外拵入用金等之筋、京都紅染屋中へ其訳被為仰候ハハ、難有御受申 紅花ハ京都紅染屋中渡世家業ニ御座候、然ハ、其紅花作候百姓方ハ家業之大基ニ御座候故、随分為百姓方ニ

右荒方之処奉申上候、委義ハ不奉存、京都紅染屋仲間年寄へ御尋御覧可被下候

(註 以上年月、差出人名、宛名欠)

如きは、全く旧問屋系の勢力挽回のための策謀であると、大胆にその運動の裏面を衝いている。この辺は京都の業界 の動きを直接見聞しているものの正しい観察と言えよう。 屋の廃止と自由売買制の復活が、全国的に紅花生産を著しく増大させた原因であることを強調し、 朗な商行為が発生したことを具体的に述べ、生産者と紅染屋に与えた被害を指摘している。次に、明和二年の特権問 以上の長文に亘る返答内容を要約すると、先ず、かつての公認問屋は「白地紅花問屋」、即ち「荷受問屋」として 取引きは総て相対で明白に行ならべき制度であったが、やがて「仕切込問屋」に変質し、そこに幾多の不明 世話所設置計画の

の総意であったものと見られる。「左候得ハ始メ (生産者) ―終り (紅染屋) と申所之廉直相続かと存候」と結語し、 受申上可仕筋」と、紅染屋がその条件内容を果たそうとの決意を示しているが、こういう考え方は京都の紅花屋一統 若しそれが生産向上に寄与するものならば、世話所不許可の条件として「京都紅染屋中へ其訳被為仰候ハ、、難有御 そして最後に、請願者たちが設置条件として示している仕法内容のうち、生産者に与えようとする諸恩典につき、

自由取引きの現状維持を強く主張しているのである。 わしたもので、賄賂などの情実関係は別としても、審判が出来なかった理由は結局この点にあったと思われる。 の過程において、当事者間の談合によって解決すべき問題であると却下したことのある事実は、 った。だとすれば、 機構改革論争は、 流通過程に荷受問屋的中間存在が必要かどうかの問題ではなくして、弊害再発の有無が問題であ 組織の制度化以前の相互の道義的課題の解決が先行しなければならなかった筈である。 しかし、これに対する奉行所の反応は明らかでない。 奉行所の考え方を現 訴願審理

問屋制が再興したが、同時に新規紅花問屋の開業も可能になり、相互に特権を主張したり、専横振りを発揮する余地 には名主総代たちの運動にまで発展したが、その結論を得ないままに、同九年(一八一二)頃をもって終末を告げる は稀薄になったので、従来のような論争は発生することなく、取引きは一切自由に任せられるに至ったのである。 月には幕府の物価安定策によって、一切の問屋仲間の禁止されたことは周知のことである。しかしこの禁止令も僅か ことになる。 郷の紅花商人は次第に地主化し、或は金融業化するが、この問題はさらに後章で詳述する。 かも幕末期になるに従って、徐々に産業形態に変化が生じ、紅花生産が漸減の傾向が見えて来る。 一〇年で解除され、嘉永四年(一八五一)三月には問屋仲間株の復活が認められるに至った。これによって、 紅花世話所設置による流通機構の整備は、産地の生産者から荷主に至る郡内全階層に共通の課題として、文化八年 業者の関与視点がその方に一変するのである。やがて天保の改革期を迎えるに及んで、十二年(一八四一)十二 即ちこの頃から、京都には御広敷呉服御用仲間と紅染屋との間に、紅花撰抜問題が発生して混乱を来た これに伴って、在 旧紅花

消極的な町方商人

紅花世話所設置の問題に関し、 その長期に亘る激しい論争の過程の中に、 山形に集中している町方商人や、 在方の

代を除けば近世を通じて私領で、有力商人たちは色々の意味で藩の保護をうけ、特権を附与されていたので、藩外の れよう。請願の方法や筋道から言ってもそれは順当ではなかった。上山藩内なども同じ理由で極めて消極的であった 公領農民や一部商人の請願運動やその論争の渦中に、直接参加することは、軽卒に出来なかったということが考えら 意味を持つものであろうか。その一つには、私領という事情が考えられよう。山形の場合は明和頃の一時的な公領時 大荷主や豪商たちが、賛否の何れにも態度を表明せず、運動の主役陣営に参加していなかったのは、果してどういう

ように見える。

Tiggy), a productive productive construction of the control of the

に関しては「紅花商手狭ニ相成、其不勝手之筋御座候旨申之、難儀存罷在候」と、私領側商人の真意を述べている。 荷主も無関心であり得たはづはない。明和九年(一七七二)二月に柴橋代官所附村々から提出された反対意見書に、 え果たせば取引きは頗る自由であったから、流通上の利害に関する世話所設置などの問題に関して、 しかし、 山形藩をはじめとする私藩には、他国の大藩に見られるような勧業行政機関や統制的制度がなく、荷役さ 拙者共村々同様紅花多分作立候場所、御私領村々御座候」が、それら私領内の生産地でも、世話所設置 藩内の生産者も

特に山形の大手荷主などは表面にとそ立たなかったが、大方は世話所設置には否定的な意向が強かったのである。

或る者はこれらの業務に店舗業務を加え、年間を通じての需給状況から見ると、郡内所要物資総額の凡そ八割を占め 品作物と上方物資との相互交易、 は大規模の荷間屋が多く、特に近世中期には近江系の商人が実権を握り、やがて地元商人が発展して来る。これらの ただ山形商人の場合は、反対意見書に言う如き単なる紅花商売の手狭、不勝手という理由だけでなく、より根本的 紅花や青苧の集荷販売という季節的単一業務にのみ携わっていたものではない。即ち、村山郡内の特産商 都市商人としての営業内容およびその経営形態から来ていることを思わねばならない。 いわゆる「鋸商法」を手広く経営し、或る者は卸問屋として小売業者に売り渡し、 山形の町

第五章

約六○%に当たっていた。

村善左衛門歎願書」に次のように記している。 Ш .形町の商況の繁昌については先にも述べたように、天保十三年(一八四二)八月の「羽州船町村一件相手方漆山

ていたと言われる。

儀ニ有之、酒田湊ゟ村山郡一郡江登り候荷物者、凡七、八分通も山形行ニ可有之(云々) 土柄ニ而、村山郡在で村で之商人共も、 奥州 仙台辺・三春・白石・伊達郡、羽州 置賜郡米沢、或者越後最寄之商人共、平常共入組(込)、諸品売買仕候 Ш 村も有之、家数凡壱万軒程之大場ニ付、右町之もの共者何れも農業耕作等不仕、商ひ一円之もの共而已ニ而、 体山形町之義者、往古最上家之御在城ニ而、当時秋元但馬守様御城下ニ有之、町数三拾三ケ町、其外町続之在 .部村々数百ケ村ニ有之候商人之人数よ、山形町壱ケ所之商人者十倍も多し、勿論、同所者至而都合宜敷場所故。 酒田湊江罷越仕入致し候もの者稀ニ而、大概者山形町江罷出仕入方仕候 村

た。なお、享和元年(一八〇一)の調査による村山郡内主要町村の有力商人数は次表の通りで、山形商人数は総数の 商人たちが、在方商人たちの紛争に巻き込まれたり、態度を明らかに打ち出すような軽々しい意見を出す筈はなかっ これは恐らく近世の中期以降における山形町の実態と見られ、その他の史料にも「山形町ハ大場ニ而商人数多有之 山形之義ハ奥羽第一之場所ニ而、諸国之商人入込、諸色売買有之」と述べているのである。こういう大場の

有之、其外、 Ш 形商人が、世話所設置に案外消極的であった理由について、設置反対派は「当国之内よ京都ニ出店之儀へ数多可 知音好身之方江勝手次第荷物為差登、右引当ニ而木綿・古手・小間物等を仕込差下候儀ニ而、 売買差支

屋藤左衛門ただ一人に過ぎない。その他屋藤左衛門ただ一人に過ぎない。その他屋藤左衛門ただ一人に過ぎない。その他屋藤左衛門ただ一人に過ぎない。その他屋藤左衛門ただ一人に過ぎない。その他屋藤左衛門ただ一人に過ぎない。その他

下する巨大な商業資本にとって、

その蓄

言うまでもなく、豪商

・問屋たちの投

山形紅花商人の主要取扱商品

名 主要取扱商品名 商 人 弓太郎 高田屋 和漢薬種 新兵衛 足利屋 呉服 太物 袈裟衣 近江屋 林兵衛 仏具 太物 呉服 小間物 山口屋 甚兵衛 書籍 屋 久太郎 千歳紅 青山 治右工門 薬種 諸紙類 太物 小間物 三浦屋 権四郎 太物 紙 書籍 市村屋五郎兵衛 三都小間物 吉兵衛 薬種 砂糖 地桐油 玉紅 棉屋 勘右工門 仏具 呉服 小間物 清兵衛 太惣治 呉服 麻物 太物 岩瀬屋 古着 呉服 太物 長谷川 内 高島屋藤左工門 紅花仕入宿 彦兵衛 松前海産物 砂糖類卸売 利右工門 呉服太物 古着卸壳 長谷川 繰綿 太物卸壳 吉郎次 大 屋 利兵衛 繰綿 太物卸売 村 太物卸壳 居 清 七 繰綿 屋 金兵衛 旭 繰綿 砂糖 太物卸壳

(安政二年版「東講商人鑑」による)

常に消極的態度であったことは当然考えられることである。為差登候得ハ、金百両ニ付三両と申口銭」も不要となるのでない。まして、中間機構に支配されることなく「勝手次第に用取引きの方が大切であり、有利であったことは言うまでもとっては、紅花世話所の有無は問題でなく、むしろ自由な信広汎な上方物資の仕込問屋を経営している山形の豪商たちに之儀者無御座候」と指摘している。これは正にその通りで、

村山郡内商人数(享和元年)

町	村	名	商人数	計
山		形	68 軒	68
長		崎	4)
船		町	2	
左		沢	4	
吅	野	辺	7	
寒	河	江	2	
溝		延	1	47
谷		地	8	
野		田	1	
東根・楯岡			11	
天		童	5	
漆		Щ	2)

(三春伊佐夫氏蔵 「総商人名集」による)

紅花流通機構改革運動の展開 形の一般市況によい影響をもたらしたことは言うまでもない。その外、 から花売買勢ひ宜しく(云々)」と見えるように、 山形旅宿ニおいて干花買入、或者所と手寄之ものへ干紅花注文仕候ニ付、山形始在と商人共羅立買入候ニ付、 であった。寛政十年(一七九八)の三井家文庫史料に「京都より 三井屋始若山屋喜右衛門 など、 配人の任務であった。とのように交易物資の現地における相対売買・決済の可能な大資本商人は、たとえ中間機関が り」相調えた方が得策であると教えているが、直、交捗して買い付け契約と代金仕払をして来るのは、 ヨ・国の七店を上げ、砂糖については「大坂・堺筋ニ平野屋惣兵衛・平野屋五郎兵衛等申大問屋共候間、 商法心得たる「微量骨算」に、大阪の綿仕入場として上物は圏・圏・国・①の四店を、中物は重・圏・圏・◆・宮・ べたが、そこに常駐した支配人は、必ずしも紅花販売業務だけを主眼としたものではなく、仕払いを受けた現金をも 商人とその取扱い商品の主なものは第三章第四節に述べた通りであった。これは在郷の蒙商も同じことで、稲村家の しが極めて少ないのはこのためである。また、為替取引が行なわれているのも、 の商人は殆ど上方物資の店先販売業か卸売業を主体とし、 って、そのまま京都や大阪で商品化する役目を任されていたのである。多くの仕切書を見ても、 もう一つ言えることは、山形は商業都市として発展させるためには、自由取引きでなければならないという考え方 諸品雑貨類の仕入れは大阪が中心で、例を个佐藤利兵衛家の場合にとって見ると、 大商人たちが、紅花の取引きのために京都に支店を設けたり、 京都紅花商人の奸計に乗ぜられる被害は少なかったので、問題にはおのずから消極的であったと言えよう。 生産地直買い商人の往来の頻繁であったことは、 紅花の荷主的経営は飽くまでも季節的なものであった。 或は知音好身のものをその拠点としていたことを述 「京都ゟ当国へ仕入ニ罷下候紅屋共之儀者、 とういう便宜があったからである。 同家と永寿講関係を結んだ大阪 国元に対する現金下 手 広之商· 小商人を含む 山 即ち在京の支 是江直と参 おのつ

京都ゟ色々荷物差下し置、相払候金子を以、当国ニ而直買仕為差登」るという商法も慣行化されていたので、生産地

る計画者の呼びかけにも、上方商人の一部の働きかけにも、案外に平静であったのである。 農民や在郷小商人たちが、必死の論争を継続する程の関心はなかったものであろう。そのために、世話所設置に関す

- (1) 文部省史料館蔵「山口家文書」
- (2) 明治大学刑事博物館蔵史料(1) 文部省史料館蔵一山口家文書

3

著者採録史料